

平成23年第2回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成23年3月11日（金曜日）

○議事日程

平成23年3月11日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	山 根 祐 二 君	5 番	中 林 堅 造 君
6 番	斉 藤 旭 君	7 番	重 川 恭 年 君
8 番	青 木 明 夫 君	9 番	山 田 耕 治 君
10 番	河 杉 憲 二 君	11 番	久 保 玄 爾 君
12 番	田 中 健 次 君	13 番	藤 本 和 久 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	木 村 一 彦 君
16 番	横 田 和 雄 君	17 番	安 藤 二 郎 君
18 番	高 砂 朋 子 君	19 番	弘 中 正 俊 君
20 番	大 田 雄 二 郎 君	21 番	佐 鹿 博 敏 君
22 番	今 津 誠 一 君	23 番	山 下 和 明 君
25 番	田 中 敏 靖 君	26 番	山 本 久 江 君
27 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君								
会計管理者		古谷友二君	財	務	部	長	本廣繁君							
総務部長		阿川雅夫君	総	務	課	長	原田知昭君							
生活環境部長		柳博之君	産	業	振	興	部	長	梅田尚君					
土木都市建設部長		阿部裕明君	土	木	都	市	建	設	部	理	事	安田憲生君		
健康福祉部長		田中進君	教	育	長	杉山一茂君								
教育部長		山邊勇君	水	道	事	業	管	理	者	浅田道生君				
水道局次長		岡本幸生君	消	防	長	秋山信隆君								
監査委員		和田康夫君	入	札	検	査	室	長	權代眞明君					
農業委員会事務局長		村田信行君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	高橋光之君
監査委員事務局長		小野寺光雄君												

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

午前10時 開議

○議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。8番、青木議員、9番、山田議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重延昭君） 議事日程につきましては、9日に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

これより早速、質問に入ります。最初は、3番、山根議員。

〔3番 山根 祐二君 登壇〕

○3番（山根 祐二君） おはようございます。公明党の山根でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、地デジ放送への円滑な移行について、質問いたします。

テレビ放送が2011年7月にアナログから地上デジタルへ完全移行されます。予定では7月24日が完全移行日となります。そうすると、完全デジタル移行まで、本日から

135日となります。それに先立ちまして、平成22年7月に総務省から「地デジ最終年総合対策」が発表されています。国民生活に欠かせないテレビは、全世帯で引き続き、視聴できることが求められております。

国は、これまで、全都道府県に受信相談、現地調査等のための通称「デジサポ」を設け、さまざまな支援活動を行っております。高齢者、低所得者などの世帯がテレビを視聴できなくならないよう、今から7月のアナログ放送終了までの間、個別対応等の最終的な確認活動を徹底して行い、7月のデジタル完全移行に万全を期する必要があるとしています。また、7月前後の2カ月程度の間は、市町村単位の規模で臨時相談コーナーを設置するとし、具体的には、市町村役場の窓口など、生活に身近な場所に設置し、適切に対応する必要があります。また、ボランティア等による高齢者への最終確認活動などを通して、アナログ放送終了時に、テレビを視聴できなくなる高齢者世帯が生じないよう、体制の整備を求めています。経済的な理由により、デジタル化が困難な世帯への対応も必要です。NHK受信料全額免除世帯に対するチューナー給付支援や、市町村民税非課税世帯へのチューナー給付支援は、国の予算成立が前提ですが、本年7月24日まで申し込みができます。したがって、これらの制度の周知、徹底が必要と考えます。

さらに、行政や業者を装った悪質商法に対し、市民が被害に遭わないよう、注意喚起をしなければなりません。典型的な事案に対する対策は広く、周知、徹底を図っていただきたい。

総務省が、昨年7月に作成した「地上デジタル放送に関する悪質商法対策マニュアル」には、次のような事例が紹介されています。訪問販売員が、総務省から派遣されてきた地上アナログ放送が10年延長できる工事を3,000円ですると勧誘された。また、地デジ関係者と名乗る者が来て、地デジ工事は9万円かかるが、今なら5万円のできる、領収書は、後から持って来ると言われ、現金で前払いしたが、その後、連絡もない、あるいはデジサポと名乗る職員が訪問し、説明の後、費用を請求されたというものです。

そこでお尋ねいたします。本市の生活保護世帯のうち、地デジ未対応世帯数は、どのくらいあるのか、そして、その世帯に本市はどのような対応をとるのか。

2番目、高齢者単独世帯や高齢者のみの世帯は、特にテレビは重要な生活の道具であります。7月以降もテレビが視聴できるようにするために、どう対応するのか。

3番目、地デジ詐欺、悪質商法の被害等を防ぐ対策はどうか。

以上、3点についてお答えください。

次に、国民健康保険証について、質問いたします。

国民健康保険被保険者証の個人カード化については、平成13年に改正された国民健康

保険法施行規則で、原則として実施することとされていますが、同規則の附則において、当分の間、移行期間を認めています。しかし、平成13年から9年以上が経過し、全市町村におけるカード化実施率も高くなってきているようです。

さて、私は、平成17年12月議会において、証明書等の自動交付機の導入とあわせて、健康保険証の個人カード化について質問をしております。そのとき、県内では、既に萩市と柳井市が個人カード化を実施していました。執行部の答弁では、カード化する利便性はあるが、課題として本市の電算システムや電子機器の変更等が必要になるので、国民健康保険証のカード化については、今後の検討課題として取り組んでいくとのことでした。

先ごろ、総務省の報道資料として、ある行政相談が紹介されていました。それは、次のような内容です。

私たち夫婦は、国民健康保険に加入しているが、被保険者証は世帯主である夫にのみ交付され、妻である私は、世帯員として被保険者証の2面に記載されている。しかし、夫は病気がちであり、常時、被保険者証を持ち歩くため、私が病院に行くときは、その都度、夫から被保険者証を預からなければならず、不便である。他の市では、被保険者証が個人カード化されているところもあるので、個人ごとに被保険者証を交付するよう改善してほしい。

これを受け、相談を受けた総務省近畿管区行政評価局より、近畿厚生局長に対し、次のようなあっせんが行われたそうです。内容は、被保険者の利便性の向上を図るため、国民健康法施行規則の原則に従い、被保険者証の1人1枚のカード化が促進されるよう、カード化未実施市町村に対し、平成13年2月14日付、厚生労働省保険局長通知の改めでの周知、徹底を行うとともに、カード化未実施市町村の実態を把握の上、必要な助言を行うことというものです。

そこで質問をいたします。健康保険証個人カード化は、全国で進捗率はどうか。また、県内他市の状況はどうか。

2番目、本市における健康保険証個人カードのカード化のニーズはどう考えるか。

3番目、本市で健康保険証個人カード化を実施してはどうか。

以上、3点についてお答えください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 3番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、国民健康保険被保険者証についての御質問にお答えをいたします。

議員御案内のとおり、被保険者証の個人カード化につきましては、平成13年の国民健康保険法施行規則の改正により、同年4月から原則、義務化されております。

本市におきましては、同規則の附則に、保険者の財政状況を考慮して、当分の間、従来の世帯単位の被保険者証を交付することができるとの猶予規定が設けられておりますことから、世帯単位の被保険者証を交付してありまして、個人カード化は実施いたしておりません。

被保険者の個人カード化の全国の進捗率、また、他市の状況はどうかとの御質問でございますが、被保険者証の個人カード化の実施状況は平成21年6月1日現在、全国1,771市町村国保保険者のうち、1,344保険者で実施されてありまして、カード化率は75.8%になっております。

また、14の県におきましては、実施率、既に100%となっております。

県内13市の状況につきましては、平成16年度に柳井市が実施して以降、平成17年度に萩市、平成19年度に下松市、平成20年度に宇部市と周南市、そして、平成21年度には山口市の計6市が、実施済みでございます。

本市の取り組みにつきましては、後ほど、詳しく御説明申し上げます。

次に、本市の被保険者証個人カード化のニーズについて、どのように考えているかとの御質問でございましたが、現在、本市が交付してあります、世帯単位の被保険者証では、同一世帯員が別々の医療機関に同時に受診する場合や、子弟が修学旅行などで被保険者証の原本を携帯しなければならない場合など、被保険者証が世帯単位で1枚しかないため、不便が生じていることが十分考えられます。

また、現在、学生で親元を離れて就学する場合の学生被保険者証を125件、仕事の都合などで、家族と一時的に別れる場合や、福祉施設への入所などのための遠隔地被保険者証を234件交付していることもございまして、個人カード化の必要性が求められていることは十分承知いたしてあります。

さらに、被用者保険においては、ほとんどが個人カード化されていることを踏まえ、被保険者の利便性を考慮すれば、被保険者証個人カード化のニーズは大変高いものと考えております。

次に、被保険者証個人カード化を本市でも実施してはどうかのお尋ねでございました。

先ほど申し上げましたように、既に、県内6市でカード化が進められているところでございますが、議員からは、いち早く、平成17年に同様の御指摘をいただいております。本市では、これまで国において、医療、保険、年金記録などの機能を一つにまとめた社会保障カード構想が検討されてありまして、本市としても、その動向を注視していたところ

でございますが、いまだ、具体化されるスケジュールが見えておりません。

このような中で、全国の国民健康保険団体連合会に導入される国民健康保険総合システムの中で、個人カード化に対応した被保険者証の作成事務を委託できる体制が、平成23年度中に整備されることとなりました。そこで、平成24年度からの対応が可能と見込まれてまいりましたことや、全国でカード化の実施率が75.8%あること、県内でも半数の市が実施していることなども踏まえまして、大変遅くなりましたが、平成24年9月の被保険者証の一斉更新にあわせて、個人カード化を実施するよう指示いたしているところでございますので、何とぞ、御理解を賜りたいと存じます。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長、総務部長より、答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 3番、山根議員。

○3番（山根 祐二君） ただいま市長から、平成24年9月より全般的にカード化する予定という御答弁をいただきまして、大変感謝をいたします。

答弁の中にもございましたが、平成21年6月のデータで、県別データでは47都道府県のうち、14県が100%実施していると、さらに、答弁の中ではありませんでしたが、9県が90%以上の実施をしております。すなわち、全国的には、かなりカード化が進んでいるというふうに考えるところです。

この質問の機会をとらえて、一つお尋ねしたいと思うんですが、全国国保連合のシステムを利用する場合と、例えば、今までできなかったんですけども、本市単独で実施する場合との結果における違い、あるいはシステム運用上の違い、このようなものを何点か考えられるものがあれば、少し教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 自己開発と連合会等の全国的な規模の開発での違いということでございますが、まず、金額的なものが非常にあろうかと思えます。

先進事例を見ますと、1,000万円近く投資、かけておるというところも、県内ではそういうことも聞いておりますが、連合会でやられますと、かなり、その辺の経費も安くなるのではないかと思います。また、地域の特殊性に応じて、自主開発の場合であれば、その地域の特殊性に応じた開発も可能であろうということもあります。そういったことが結果としての違いではなかろうかと考えております。

○議長（行重 延昭君） 3番、山根議員。

○3番（山根 祐二君） 平成24年、実施される見込みがついたわけですが、このカード化の形態といたしまして、他市の例を見てみますと、ICカードあるいはプラスチックカード、ラミネート加工した簡易紙カードなどがあるわけでございますが、これに

については、現時点で、どのような形態を考えられているか、わかれば答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 材質としましては、プラスチックカードあるいはそれに準じた材料をもって充ててくださいということのようでございます。

本市といたしましては、被保険者につきましては、ほかの被用者保険と違いまして、有効期間が1年ということで、短こうございます。また、資格の異動も大変頻度が高うございまして、プラスチック等、あんまり高い金額をかけられないということでございまして、この事例は、ちょっと遠いんですけども、これが免許証サイズのカードでございます。これは、周南市の例でございますが、紙製でございます。裏がラミネート加工ということでございます。こういった形を想定しております。

○議長（行重 延昭君） 3番、山根議員。

○3番（山根 祐二君） カードの先進地の例を見ますと、臓器提供の意思表示欄が、あらかじめ設置されている被保険者証もあると聞いておりますが、こういった臓器提供の意思表示、欄ですから、自分がそこに記入できるようになってるということだと思っておりますけども、こういった方式を採用する考えはございますか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 個人カード化につきましては、平成24年度を予定しておりますが、平成23年度の被保険者証から、臓器提供に関する意思を表示することができますというようなことを記入するようにしております。

当然、平成24年度からの個人カード化に向けましても、これ、周南市の例でございますが、これにも臓器提供のことは記載してありますので、本市につきましても、同じようにしていきたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 3番、山根議員。

○3番（山根 祐二君） やっていただけるということでありますので、この件については、このぐらいにしたいと思えます。

先進地で聞いておりますと、やはり、便利になった半面、まあ、カード化になることで、字が小さいとか、紛失しやすくなるというようなデメリットも、多少出てきているようです。それに対する各地の対策というのも、いろんなケースを設けるとか、説明書を添付して補うとか、さまざまな工夫をされてるようであります。その辺のところも、先進地に倣いまして、御配慮をお願いしたいなと思えます。

この質問については、終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、地デジ放送への円滑な移行について、健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 地デジ放送への円滑な移行についての御質問にお答えいたします。

まず、生活保護世帯への対応でございます。地上デジタル放送、いわゆる、地デジを視聴するためには、地デジに対応するテレビにかえるか、現在、視聴しているアナログテレビに、地デジ対応チューナーをつなぐ必要がございます。

総務省においては、生活保護世帯など、経済的な理由で、地デジが視聴できない世帯に対して、簡易な地デジ対応チューナーの無償給付などの支援を行っております。この支援を受けるには、まず、NHKと放送受信契約を結んで、受信料の全額免除を受け、その上で、支援を受けるための手続をとることになりますが、既に受信料の全額免除を受けている世帯には、NHKから手続に必要な申込書などが送付されております。

現在、生活保護のケースワーカーが家庭訪問した際や、被保護者の方が窓口に来られたときに、地デジへの移行状況を確認し、未対応世帯につきましては、地デジ対応チューナーの無償給付の申請をするよう、助言しておりますが、この支援制度の利用につきましては、個人での対応となりますので、議員御質問の生活保護世帯のうち、地デジ放送未対応世帯数は把握できておりません。今後、アナログ放送終了時に、テレビが視聴できない生活保護世帯がないよう、家庭訪問時等における地デジ移行状況の確認の強化及び、一層の支援を行ってまいります。

次に、高齢者世帯の地デジ対応についてお答えいたします。

高齢者、とりわけ、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯では、テレビ視聴は最も身近で手軽な情報源であると同時に、娯楽の一つとして、生活の中で大きな部分を占めているものでございます。このことから、そういった世帯の地上デジタル放送対応こそ、必要性も高く、着実な進捗が望まれるところでございますが、アナログからデジタルに切りかわるという技術的な理解と、今、見ることができているテレビがある日突然見れなくなるという現実の理解が、一番進んでいないのも高齢者世帯であろうと思います。

その点の懸念は、事業所管の総務省も十分承知の上で、長期にわたるテレビキャンペーンを継続してきたわけでございますが、次第に期限が迫ってくる中、未対応の高齢者世帯に対する、個別の勧奨が必要な段階に至りつつあると思われまます。

市といたしましては、県内の事業推進を担うデジサポ山口が未対応世帯の調査を行う予定であると聞き及んでおりますので、その際には、民生委員児童委員とも連携し、可能な限りの協力をしてまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 続きまして、地デジ詐欺、悪質商法に対する対策についてお答えいたします。

防府市消費生活センターに地デジに関する相談は、昨年5件ございました。その内容は、生活保護者からの助成措置についてや、地デジを見るにはどうしたらよいかなどの相談でございました。地デジに便乗した悪質商法に関する御相談は、これまでのところ受けておりません。しかしながら、他市では、地デジ関係者を名乗る者から、個人の自宅を訪問し、地デジ対応の工事を理由に金銭を要求するケースなどが発生しております。

本市におきましても、市広報や市ホームページはもとより、FMわっしょいや電光掲示板など、あらゆる手段を通じまして、地デジ移行に便乗した悪質商法に遭われないよう、啓発を行うとともに、引き続き、消費者からの御相談には適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 3番、山根議員。

○3番（山根 祐二君） 生活保護世帯あるいはNHKの受信料全額免除世帯への御案内というのは、訪問を通じて、呼びかけているということでございました。

総務省から見ますと、NHKの受信料の全額、総務省は、NHKの免除世帯へのチューナー給付だけではなくて、先ほど申されたように、非課税世帯にもチューナーの無償給付という対象を広げたわけでありますけれども、総務省のほうからは非課税世帯というのは、その数については把握できないわけで、各市の広報体制というのが重要になるわけがございます。非課税世帯というのが、数的にどのぐらいあり、その方に対するチューナー給付、個別対応、訪問ではなくて、全体的な広報という形に対しては、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 大変申しわけございません。非課税世帯の件数については、現在、ちょっと調べた資料がございません。

○議長（行重 延昭君） 3番、山根議員。

○3番（山根 祐二君） アナログ放送が終了する7月近辺になると、そういった最後の放送、受信できなくなる世帯というのは、ある程度、把握している必要があるのではないかなという気がするんですけども、まあ、民生委員等が協力して訪問されると、そして、いろいろ勧誘される、御案内されるということでありましたけれども、最終的に残るのは個人での対応ができない方が残ってくると、あるいは関心がない、意識がないという方が残ってくると思います。やはり、そういった方々も、7月24日にテレビが映らなくなる

と、慌ててどうしたらいいのかという対応になるのではないかと思います。

そういった観点から、そういった最終的な数というものも、今からの活動の中で、市として未対応世帯というのを把握しておくという必要があるのではないかと感じますので、その点は、努力義務として行っていただきたいと思います。

壇上で、臨時相談窓口が必要ということが、総務省の指導にもあり、述べておりますけれども、本市で、その近くなってきたとき、7月前後の2カ月というふうに総務省は言っておりますけれども、臨時窓口設置の計画がありますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 相談窓口につきましては、今、4号館の1階に臨時相談コーナーを設置する予定でございます。期間は、6月の27日から8月の26日まででございます。デジサポ山口さんが設置されるわけでございます。そういった中で、そこからホットラインといいますか、電話でデジサポ山口のほうへ通話での御相談といいますか、それができるようにされるということをお聞きしております。

○議長（行重 延昭君） 3番、山根議員。

○3番（山根 祐二君） そういう窓口が設置されるということで、大変安心をいたしました。やはり、電話でデジサポに問い合わせしてくれということで、それができない方が最終的には残ってくるのではないかなと思いますので、やはり、顔を合わせて話ができる場というのが必要になるのではないかと思います。

市営住宅の中には、大変高齢者世帯も多いわけでありましてけれども、この電波状況、難視聴世帯といいますか、市営住宅がある場所が、ビル陰あるいは山陰で受信できないと、このような問題はございませんか。これは、土木建設部長になりますか。市営住宅のそういった対象のところは、考えられるかどうかについて、お答えを願います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 市営住宅の一部におきましては、難視聴ということで、共同アンテナを設置しておるというところもございます。これにつきましては、デジタル化に伴いまして、今後の方策をお住まいの方と協議をしながら、その解決方法を探っておるということで進めておるといふ報告は受けております。

○議長（行重 延昭君） 3番、山根議員。

○3番（山根 祐二君） わかりました。完全デジタル移行が実施される日までには、その対応なり、計画なり、明確に決まっているというふうな方向で活動をお願いしたいと思います。

詐欺や悪質商法について、特に本市では、昨年そういった相談はなかったということ

ありましたが、あと、数日でテレビが映らなくなるというような中で、今から巧妙な手口も予想されるわけであります。そういったことを考えるときに、例えば、地デジ詐欺防止キャンペーンなども必要になってくるのではないかと思いますけれども、こういうキャンペーン的なこと、市民に告知するという意味で、そういったものも必要でないかと思うのですが、こういうのを行ってはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 地デジの詐欺に遭わないように、キャンペーンを張ってはどうかという御提案でございます。

私どものほうでも、7月を目前にしまして、今後、4月、5月、6月、この3カ月間にそういった詐欺等が起こらないように対処してまいることが一番重要だと考えております。そうした中で、チラシ啓発と申しますか、そういったものを行う、また、高齢者の方にも、遭われる確率が高いというふうに思われますので、そういったチラシを民生委員児童委員さんのほうを介して啓発していきなり、大々的なキャンペーンとは申せないかもしれませんが、地道に啓発を行っていく予定にしております。

○議長（行重 延昭君） 3番、山根議員。

○3番（山根 祐二君） 今までもテレビの買いかえが進んできまして、廃家電ということで、リサイクルテレビの台数も年々、増えてきたわけでありましてけれども、こういった問題も、今から考えておかなければならないというふうに思います。

社団法人の電子情報技術産業協会というところがありまして、日本の家庭には、1億台を超えるテレビがある、2011年のテレビ排出量予測というのをしております、全国で1,200万台強というふうに見ております。このテレビのリサイクル料金というのは、最低でも2,000円から3,000円かかっておりまして、さらに、収集、運搬料などが加算されるわけでありまして、

アナログテレビが大量に不要となり、それから、不法投棄の、こういった問題も考えられるわけでありまして、行政としては監視を強めて、そして、回収業者等がもし不法投棄を行った場合には、罰則を厳しく適用すべきであると思います。そして、市民には、正規のリサイクル処理を行うよう、呼びかけを徹底してほしいというふうに思います。

これについては、通告をしておりますので、要望として、ここで述べておきたいと思いますが、生活環境部長、この件について、よろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） おっしゃるような問題を抱えておりますので、十分対

応していきたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） いいですか。

以上で、3番、山根議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、25番、田中敏靖議員。

〔25番 田中 敏靖君 登壇〕

○25番（田中 敏靖君） 平成会の田中敏靖でございます。通告に従いまして質問させていただきます。執行部におかれましては、明快なる回答をお願いいたします。

まず、最初に、里帰り出産のできる体制づくりで、産科医等の確保について、お尋ねいたします。

御承知のこととは思いますが、産科医院が激減し、子どもを産み育てる、よい環境ではありません。市内には、近年、ようやく1カ所増えて、3カ所あります。しかし、条件によっては、受け入れができない病院もあると聞いております。私にも娘がおりますけれども、防府に帰って来いと、今現在とても言えません。「住みよいまち、防府」を目指す、防府の住民としては非常に寂しいものです。

今の産科医院経営は、問題があるとすぐ提訴になるなど、デメリットが多過ぎて全国的に減少傾向です。国の施策の誤りかとも思いますが、なかなか、開業していただける方がおらないように聞いております。

平成23年度予算では、市の補助金、1分娩に1万円補助の新設で、果たして効果がありますでしょうか。県の補助と合わせても2万円であり、あったほうがないよりはましと思います。それよりも、まず、出産する場所の確保が先決と思いますが、いかがでしょうか。

そこで、究極の手だてとして、もし、防府市で開業してもらえるのであれば、その開業資金として、1億円提供する制度を創設してみたらいかがでしょうか。あわせてお尋ねいたします。

次に、2番目として、土砂災害危険区域内や洪水危険区域内における福祉施設の設置体制について、お尋ねいたします。

平成21年7月の豪雨後、山口県より、福祉施設は土砂災害危険区域には努めてつくらぬよう、通達が出ておりますことは、御承知のことと思えます。さきにお示しいただいた佐波川洪水ハザードマップに、建設予定の老人施設、新高砂が現在建設されていないのに、避難場所として表記されておりました。このことについて、おかしいのではないかと修正を求めた結果、正式に出すときには、修正したものを配布するとのことでした。

しかし、このことについて、どうしても納得がいかず、質問することといたしました。その当時の配布いただきましたハザードマップを見ますと、ここは、1メートルから2メートル未満の浸水予定地です。さらに、この付近一帯は、2メートルから5メートルの浸水予定区域に含まれております。老健施設を多く建ててもらいたいものですが、このような危険な場所には、ふさわしくないかと思いますが、いかがでしょうか。

老健施設の設置許可は、山口県の許認可権限内のことですが、申請には、防府市経由となっていると思いますし、その際、設置に関して、あらゆる方面から庁内で検討された結果、副申をつけて進達されたものと思います。

そこでお尋ねしますが、建設予定地が適地と判断されたものでしょうか、お答え願います。また、適地と判断されたものであれば、その理由をお答えください。

最後に、3番目として、防犯灯関係補助金でLED防犯灯の設置、取替経費の助成と電気代の助成について、お尋ねいたします。

中国電力より、防犯灯の球の取り替え無料化の廃止により、その費用負担について、自治会においてどうしたらよいものかと、役目柄、いささか穏やかではおられません。現在、蛍光管は、自治会負担で取り替えは無償ということで、現在まで来ておりますが、今月の31日で廃止となります。

新年度予算における防犯灯設置・取替補助金制度が提案されております。その内容を見ますと、取替費用の助成1,500円は非常にありがたく、感謝申し上げます。また、LED防犯灯の新設、1万2,000円が1万8,000円と、取り替えの場合、4,000円が1万4,000円と増額されるということです。しかし、いずれも事業費の60%以内と非常に厳しく、エコ対策としての取り組みとしてはいま一歩というところではありませんでしょうか。

そこで、現状をさらに確認して見ましたら、蛍光管20ワットの防犯灯を取りつけた場合、電気料は、40ワット契約でなければいけないことになっておりました。まさに、だまされた感がしております。そんなことを知らなかったのは私だけでしょうか。

なぜなら、蛍光管が20ワットで、安定器が7ワットの、合計27ワットであるから、40ワット契約となるそうです。

1灯当たりの電気料は、基本的には、従量化料金、基本料金相当額94円50銭と、40ワット契約料金176円40銭の合計270円90銭です。もし、これをLEDにしたら、同等品で8.5ワットとなり、現在の料金体系で20ワットになるため、97円65銭となり、合計192円15銭となります。

以上の結果、現行で78円75銭、経費節約となります。電気料金が1灯当たり78円

75 銭安くなれば、仮に、市内で1万灯あったとしたら、月78万5,700円、年945万円、10年で9,450万円の節約となります。10年の耐用年とすると、おのずとよさがわかります。

そこでお尋ねします。LED防犯灯新設及び取り替えの別なく、全額市の負担となりませんかでしょうか。また、電気料金も全額、市の負担となりませんか。さらに、エコ推進するために、中国電力の今現在、料金体系が最低ランクで20ワットですが、行政から働きかけてもらい、10ワットの新ランクを設定してもらい、さらに節約できる可能性があります、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、まず、里帰り出産のできる体制づくりについての御質問にお答えいたします。

最初に、本市の産科医療施設の状況について、御説明申し上げます。

前年度は、分娩を取り扱う施設は2施設でございましたが、平成22年4月に、1施設が開院されまして、現在では3施設となっております。

里帰り出産につきましては、前年度までは施設数が少なかったため、対応に苦慮しておりましたが、幸いなことに、新規医院が開院されましたので、本年度は、これまでよりは多くの里帰り出産の受け入れが可能になっていると思われまます。

御質問の、里帰り出産のできる体制づくりについてでございますが、生まれ育ったふるさとで出産できれば、妊婦さんは大きな精神的ゆとりを持てますので、希望されるすべての方が里帰り出産ができるような体制づくりを進めることは、大変重要であると考えております。減少の著しい産科医を確保し、確実に産科医療体制づくりを進められるよう、特別に産科への建設費助成制度の創設を御提案されたのも、このようなことを考慮された上でのことと、推察いたすところでございます。

しかしながら、医療という観点から申し上げますと、産科医外の診療科目も重要であることは変わりはありません。また、全国的傾向として救急医療、外科、小児科などの科目でも、医師が減少しておりますことを勘案いたしますと、建設費への助成は、地域医療体制の構築という全体的な見地からの判断を要する事案であると考えます。

したがって、御指摘のありました産科への建設費助成制度の創設につきましては、今後、医師会など関係機関と協議いたしました上で、対応を検討してまいりたいと存じます。

次に、防犯灯についての御質問にお答えをいたします。

防犯灯は、各自治会が設置、維持管理しておられるものでございまして、現在、市内には約7,300灯が設置されております。市といたしましては、安心安全な市民生活に重要であるとの考えから、補助制度を設けまして、設置・取替費用及び電気料金の一部を補助してまいりました。

具体的には、防犯灯を新規に設置される場合には、1灯当たりの設置費用のうち1万2,000円を、本体を取り替る場合には、1灯当たりの取替費用のうち4,000円の補助を行ってまいりました。また、市内全自治会に設置されております、防犯灯の年間の電気料金のうち、3カ月分の補助を行っているところでございます。

御案内のとおり、LED照明は、一般的に長寿命で消費電力が少なく、地球温暖化防止対策に有効でございまして、電気料金も節減できるなど、維持管理経費を軽減できるといった利点がありますため、全国的にも普及してきておりまして、防犯灯のように、長時間の点灯を必要とする場合に、適していると言われております。一方で、設置・取替費用が蛍光灯と比べまして、割高となりますため、防府市自治会連合会から、設置・取替費用の補助について、御要望をいただいているところでございます。

このため、市では、自治会の負担を軽減するとともに、環境対策にも配慮できるLED防犯灯の普及を図るため、現行の制度を見直しまして、長寿命で、電気料金も節減されますLED防犯灯への設置、取替に対する補助制度を新設することにいたしております。LED防犯灯を新規に設置される場合には、1灯当たりの設置費用のうち、60%以内で上限1万8,000円を、本体を取り替える場合には、1灯当たりの取替費用のうち、60%以内で上限1万4,000円を補助することとしまして、平成23年度予算に計上させていただいているところでございます。

御質問のLED防犯灯の設置・取り替え費用の全額補助につきましては、市内にあります全自治会の防犯灯の費用負担をすることは、多額の経費が必要となりますこと、今回の制度拡充により、設置、取り替えにかかる費用及び電気料金の負担が軽減できると考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、防犯灯の電気料金の契約につきましては、現在、機器ごとに40ワットまでと20ワットまでの2種類の契約がございまして、議員、先ほど述べられたとおりであります。大部分の蛍光灯防犯灯は、40ワットまでの電灯料金での契約となりますが、通常のLED防犯灯は、消費電力が9ワット程度でありますことから、20ワットまでの電気料金での契約をすることになります。

議員、御提案の10ワットまでの電灯料金のランクができますと、LED防犯灯は、こ

のランクでの契約が可能になると思われまますので、電気料金を負担している自治会並びに本市におきましても、負担の軽減を図ることができると考えております。したがって、本市といたしましても、中国電力株式会社に対しまして、10ワットまでの電気料金のランクの新設を要望してまいりたいと考えておりますが、電気料金の改定は、企業経営の根幹にかかわる重要な事項でございまして、本市のみの要望で実現することは、難しいと考えられますので、山口県市長会や中国市長会及び山口県自治会連合会等と連携を図るなど、要望に向けて、早速、検討してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 御答弁ありがとうございます。

最初に、産み育てる環境づくりということをお願いしましたら、医師会と協議して進みたいというような御回答をいただきました。医師会と相談される中で、こういうことをお願いしてもらいたいのですが、お金がかかることですから、なかなかできないとは思いますが、昔は入院施設がたくさんあったわけなんです。今は、なかなか入院施設がないというんですか、少しはありますが、そういう施設もあわせてつくっていただけるようお願いしていただきたいなと思っております。

今、高齢化の時代で、また少子化という中で、出生率を上げることは非常に大切だと私は思っております。まず、昔じゃありませんが、産めよ増やせよじゃありませんけど、どんどん増やさないと、しまいにはだれもおらんようになってしまうという、こういう世の中になってくるというふうに思います。そういう中で、ほかの病気とかもありますけども、まず産む体制づくりを整えなければ、まず根幹というんですか、出発点がないと、だれも生まれなければまずゼロになりますから、そういうことの体制づくりをお願いしたいということです。

また、いろいろな訴訟問題等々がありますけれども、この訴訟問題につきましても、行政も力を貸すようなことをしないと、お医者さんだけでは対応できない。お医者さんでは産科医医療補償制度ということに加入はされてはおりますけれども、最高でも3,000万円、これだけの補償しかできない。もう、今、何だかんだと補償の問題を言われますと、1億円等々の補償をしてくれとかいうような問題も出てくるというふうに思っております。

市の中では、そういう補償の手助けをしてもらえないかなと、こういうふうに思いますが、そういうお考えが少しでもあれば、御答弁をいただけないかなと思っております。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 出産におきますさまざまな危険というのは、大変、産

科医、多いわけですが、現在、今、おっしゃいました産科医の医療補償制度、これは、重度の脳性麻痺に不幸にもなられた場合に、3,000万円の補償がある保険ですけども、これは、お医者さんが必ず加入すると、いわゆる出産される方が3万円ほど、いわゆる保険料を負担するという事です。3万円につきましては、後ほど各種保険のほうから手当として本人には戻る、そういう制度でございますが、これはできておりますが、他のいろんな病気があると思います、事故もあると思いますが、それについては、お医者さん独自で加入される以外に方法はなく、また、市がそれに関与するという事は、今までもございませんし、今から先もちょっと難しいのではないかなというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 難しいところをやっていただくところが、行政だと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

今、企業誘致等々もありますが、企業誘致でも、上限が1億円出そうかというのがあるんですが、そういうものもひっくるめて、このこともあわせて御検討いただければ、今から、子どもが安心して産めるよと、まあ、住みやすい防府だということで、一生懸命PRができるなと思います。

この辺もよろしく願い申し上げて、この項は終わります。

続いてよろしいですか。

○議長（行重 延昭君） どうぞ。

○25番（田中 敏靖君） この項はよろしいですから、次いきます。

先ほどのLEDの関係です。防犯灯の助成金等々ですが。この助成金をされたときにLEDの照明器具、街灯ですが、実際に、幾らで買えるというふうに判断されたかと思いません。

私の調べた結果は、申し上げますと、直管型LED照明器具、このぐらい言うたら、見えませんが、普通の器具なんです、それを買いますと、1灯当たり9,000円なんです。9,000円で買えます。取付費用が6,000円なんです。合わせて1万5,000円で買えるんです。そういう器具が買えるから、だから1万5,000円ぐらい補助してもどうじゃろうかという話をしているわけなんです。

基本的に分母ですか、それが4万円、5万円するというのが表向きの価格なんです。その中で、こんなんで買えるんだというのを調べておいたら、あったわけです。だから、それを紹介して、きょうは、本当はここへ持って来て、これが目に入らぬかと思えたかたんですが、議長が許可してくれませんので、残念ながら本物を見せることができません。大変いいものなんです。そういうものもあるんです。だから、こういうものを普及させて

いただければ、すべてLED管にかえることができる。

また、それには注意事項もあるんですけど、そういうLEDを調べられておるかどうか、実際に、どのくらいの値段の物を想定されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） この助成制度を検討するに当たりまして、市内の電気店等々に調査をしたわけでございます。そうした中で、LEDの、今、全く全部何もないところに取りつける場合は、3万円から3万5,000円ぐらい。それから、本体だけ――設備があって本体だけ、蛍光灯があって本体だけ取りつける場合には、大体2万円から2万5,000円かかるのかなというような、ある程度の見積もりをいただいた上で、補助制度を構築してまいりました。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 調査の不十分と……、私が調べて、実際に見積もりをとりましたら、それで来たわけなんです。だから、それをつけてやるという業者がいらっしゃると思うんです。そういう商品を使っていただきましたら、今の1万4,000円、5,000円、そのあたりで、全額補助してもやれるんです。まだ本当は、これを全部無料でやってやろうという人もいます。これは、まだ、システム、次の機会のときに御説明しますが、とりあえずは、有料で1万五、六千円を補助してくれというふうなお願いをします。

今、LEDの街灯の、実際に、勘違いをされてるのが、たくさんあるんですが、LEDの照明器具を、例えば、ここの電気でもいいですが、これを、全部LEDにかえたという場合、本当は、法的に違反になるんだそうです。違反になるというんか、日本何とか、電気工業会とか何とかがありまして、製造物責任というのがあるんだそうです。球だけ取り替え、LEDにかえますと、これは、器具の変更になるんだそうです。そうすると、もし事故があったときに、その責任は製造者責任はとりませんよと、それを改造した、電球をつけた人が責任をとりなさいということになつとるんだそうです。

それで、その工業会から注意事項として、あらゆることが出ておるんです。照明器具の製造者の責任ということで、誘導灯とか非常灯照明器具については、これは全部、器具を取り替えた場合には、届け出をなさいと、許可を全部やりかえしなさいというのがあるんです。それは、改造工事については、十分注意をしてください。

従来のランプ、もしそれで、たって、いやこれはLEDでなくて、また、もとの蛍光灯にかえようとしたら、今度は、それは再利用はできません、再使用はできませんというこ

とを説明しなさいという、そういうこともあるんだそうです。

そういう、いろんな事態がありますので、本来は、現在の器具を改造して使うということとは余りよくない、なぜかと言ったら、安定器を外してつなげなければならないという問題が起こってくるわけです。今の家庭で使っているような照明器具はその安定器というのがなくとも、今ごろは器具で、LEDの電球がありますけども、それでもいけないと言われておるんです。だから、そういう、行政が指導する場合にはそういうことをすべて考えた上でやってもらいたいということをお願いしておきます。

今、このたびの質問の中には1万6,000円ぐらいのもんだから、よその市でやっているように上限を1万6,000円にさせていただいて、それまでは――それ以上だったら、今の6割とかいうのになってもよろしいんですが、上限を1万6,000円ぐらいの価格で補助していただければ、いろいろ安い物が来た場合には対応できるんじゃないかと、他市ではそのような事例が随分あります。

またもう一つ、よその市ですが、現実に、市内の全防犯灯を、行政で取り替えますよというのをしておるところがあります。これは、今、国から、いろいろエコ関係で助成制度がありますので、その助成金を使って取り替えてるということをやっていると思います。

まあ、防府市としてはまだそこまでいかないかもわかりませんが、できる限り、LED照明にかえていただいて、LED街灯にかえたら利点もあるんです。虫が寄って来ないんです、LED照明には。そういう利点もあります。だから、街灯をつけますと虫が寄るとい、農家の苦情等々もなくなると思いますので、できるだけ、そのようにかえてもらいたい、そういうことがあります。

先ほど、市長の御答弁、ありましたけど、10ワット契約等々あると、現実に、そういうことを投げかけられたことがございますでしょうか。中国電力さん等々にですね、今、最低が20ワット契約なんですけれど、それを10ワット契約にしてくれよと言われたことがありますか。その辺の御検討されたことがあれば教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ただいまの御質問の、契約ワット数の10ワット契約ができないかというようなお願いでございますが、こちらは、一応、中国電力さんのほうにしたことはございません。

ただ、今、新聞紙上でもございますように、東京電力等、大手――大手とは言わないですね、各電力会社のほうでも、LED対応の契約ワット数への新設といいますか、そういったものを検討されているやに聞いております。そういったことを中国電力さんのほうにもお電話で聞いてみましたところ、そういった足並みをそろえると申しますか、各電力会

社との検討といいますか、各検討に入っているというふうなお話をお伺いいたしました。

それと、先ほど、ちょっと答弁の中に申しましたことでつけ加えさせていただきましたら、このLEDの蛍光灯につきましては、日進月歩と申しますか、かなり価格が随分と安価になってまいってきております。

今、当面は、現行、先ほど市長がお示ししました制度で行ってまいりますけれども、今後、当然見直しもしていく必要があるかということは、重々承知しておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

それと、先進市の例で国の補助云々ございましたが、これは、ちょっと確認いたしましたところ、御自分のところで、持っていらっしゃる地域振興関係の基金、これを使ってらっしゃるというふう聞いておりました、この今LED化に当たっての国の補助は使っていないというふうな御回答をいただきましたので、ちょっと申し述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 私の勘違いかも知れませんが、情報を得たときには、そのようになるというふう聞いておりましたので、自分の考えも訂正させていただきます。

また、せっかく電力会社に要望していただけるのでしたら、東京電力なんかは基本料金が47円25銭なんです。私どもの半額ぐらいなんです。このあたりもついでに言わせていただくと、原発をどんどんつくるよりは、皆さん、なるようにやってくれと、このようにおっしゃっていただけるとありがたいかと、このぐらいいわゆる単価が安くやっております。

また、もう一つ、LEDの照明器具をやる場合に、私どもも余り考えておりませんでした、最近、問題点が起こっておるそうです。

中国製が非常に多くなったというふうな状況の中で、あれは特許料が要るんだそうです。特許料を払ってない器具が日本にどんどん流れてきておると。それをつけた自治体が6,000万円も7,000万円も払ったという話を聞いております。要するに、LEDの照明器具をつけた場合、特許料を払わなかったら、特許料というのは、設置者が、今まで請求が来るんだそうです。調査員が来て払わされるそうです。だから、それが間違いのないように御指導いただきたいと思っております。

全自治会がもしLEDにかえて、そういうのをやって、後、罰金じゃありませんが、特許料を払わされたら、それは、市のほうで全部持っていただくように要望しておきます。

（笑声）

以上で終わります。次、お願いします。

○議長（行重 延昭君） 次に、福祉施設の設置体制について、健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 土砂災害危険区域内及び洪水危険区域内での特別養護老人ホームライフケア高砂の建設について、お答えいたします。

特別養護老人ホームライフケア高砂は平成21年7月21日の集中豪雨により被災し、当時、入所中でありました被災入所者は、依然、市内及び近隣市の他施設に入所中であることは議員御承知のことであり、市といたしましても、早期再建を期待しているところでございます。

老人福祉施設等の新設につきましては、施設整備の要望者からの要望趣意書に「整備要望全般に対する市町村の意見」を付して、県に提出する仕組みとなっておりますが、今回の特別養護老人ホーム、ライフケア高砂の場所を変えての再建については、従来の施設と同規模、同基準で、その設置場所のみが変更となることから、市が関与することはございません。

山口県は、建設予定地が土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所等の指定を受けていないこと、洪水危険区域については、国土交通省による佐波川護岸整備が改良済みであること、また、万一のことを考慮して、入所者の安全確保の観点から、新たな施設での居室は2階、3階とするなど、設計上も配慮されていることなどから、事業者の、県への事前協議の中で、設置場所の変更を認めたと聞き及んでおります。

今回の再建につきましては、事業者は市を経由することなく、県に対して変更届のみを提出することになりますので、先ほど申し上げましたように、市は全く関与しておりません。したがって、市が設置場所について、県から意見を求められることはございません。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） わかりました。この件については、県が全部直接やっているとことなんです、私がここで質問をさせていただいたのは、先般いただきました佐波川洪水ハザードマップ、これは説明を受けまして、できちよりの載ちよると言うて文句を言うたら、いや、これは間違いだったということで、訂正はしていただけるようございますが、訂正されたのを見ておりませんので、ひよっとしたらまだ残ってるんじゃないかなということがあります。

なぜなら、島の、島というんですか、周りが全部海のようになるところに、そういう施設をつくるというのは、どう考えても理解できないんです。だから、もし、県が直接やる

というふうになれば、もし、災害が起こったときには、県に責任をとってもらわんにやいかんですね。そのあたりはしっかりよう言うてください。

あそこは三谷川の川がありまして、もう平成5年のときだったですか、もう何度もあの川ははん濫して、私は自分で泥を上げに行った覚えがありますので、あの川はすぐいっぱいになります。そして、その上に橋があるんです。約150メートルぐらい行ったところに、三谷川の橋がありまして、そこにかかって、もし、上の水が流れた場合には、今の高砂にまともに当たるわけです。そういうところを承知の上で許可されたということは、私はおかしいと思う。そういうおかしいと思うところを、もし事故があったらこれは人災だと言われて、その責任は市にあると言わさないようにきちんと言ってほしい、これが一つの大きな私の要望、質問している内容です。

こういう中で、今、建てかえの場合は、あんまり関与しないということなんですが、一般的なことでお尋ねしますが、土砂災害危険区域、それから浸水予定の洪水区域、それからまた新たに、ことし、平成23年度で策定されようとしている高潮の浸水区域、こういう危ないところに福祉の施設は、本来はつくってはいけないんじゃないかと、それを言うたらつくるところないじゃないかと言われるかもわかりませんが、だけど、危険なところはつukらないほうがいいというのは、当然だれもが思うと思うんです。そういう中で、行政としてもはっきりしたことを言うておかないと、事故があったときに、だれの責任だ、だれの責任だということばっかし言うことになります。

その対応を事前に知っておれば、もしあったら、今、高砂のところはもし2メートル、3メートルの水につかったらどうしようかということの事前の準備ができるはずなんです。そういうふうな準備ができることも、やはり、市としてやっぱり言うてかないかんと思うんです。極端に言やあ、つからんじゃったら、ボート買うちょけやと、こういうふうなことまで言うてかんにやいかんと思うんです。助けに行くまではどうするかというのは、避難するのにそういう体制づくりは必要だと、私はそのように思います。

多くのことは語りませんが、市の責任ではないというふうなことです。改めて、そのことは、県に言うていただきたいということをお願いしまして、この項を終わります。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 以上で25番、田中敏靖議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、16番、横田議員。

〔16番 横田 和雄君 登壇〕

○16番（横田 和雄君） 平成会の横田和雄です。通告に従い、質問いたしますので、

執行部におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。

松浦市長は、平成23年度防府市当初予算案を策定されたところであります。その金額は、市税収入など、行き先不透明な財政環境の中で、一般会計で365億5,900万円と、前年度とほぼ同じ程度の予算規模となっており、松浦市政4期目の取り組みといえますか、まちづくりへの意気込みを市民にお示しになりました。ぜひとも市政のかじ取りをお願いいたします。

そこで、最初の質問は平成23年度予算についてであります。

質問の1点目は、市長が最重要施策と位置づけておられる防災関係予算についてお尋ねします。

予算構成の考えとして、市民参画と協働の推進と、聖域なき行財政改革の断行のもと、第四次防府市総合計画の未来都市像である「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」を築くための第一歩とする諸施策を取り組むとされ、その中で、最重要施策として、「環境・観光・教育・防災」に「ローカルマニフェスト」を加え、防府市の新たな成長と未来への道筋をつけると明言されております。私も生きているかどうかわかりませんが、20年後、30年後、その先もずっと単独市政防府市であってほしいと強く願う一人でありますので、ぜひとも、その実現に向けて、第一歩として、まちづくりにとことん頑張っていたいただきたいと思います。

さて、本題に入りますが、一昨年7月21日、防府市を襲った土砂災害は、多くのとうとい人命を奪い、甚大な被害をもたらしました。また、昨年7月にも、集中豪雨が市内に多くの被害をもたらすなど、ことしの梅雨時期が心配でなりません。

もはや、災害は忘れたころではなく、常に災害を意識した防災行政を行っていく必要があると思いますが、市長の所見をお伺いします。

もう1点、このたび、小野地域では全自治会、7自治会にある地区自治会自主防災組織を連帯する小野地域自治会連合会自主防災会を設置するなど、地域防災力の向上に向けた取り組みを強化しておりますが、いつ起こっても不思議ではない自然災害が万一発生したときに、地域で適切な行動をとり、被害の拡大を防ぐために大変重要になってくるのが、正確かつ迅速な情報の収集と伝達だと考えます。

市では、これまで、同報系防災行政無線、コミュニティFM、ケーブルテレビ、防府市メールサービス、広報車など使って情報伝達に努められていますが、この中で同報系防災行政無線については、聞こえない、何を言っているかわからないといった苦情が多いわけです。市でも、改善してきているとは思いますが、一昨年の災害の不評を受け、その後、どのような対策を講じられたか、お聞かせください。

また、平成22年度緊急告知ラジオを配布されましたが、その実績はどのようになっているかお聞かせください。

それと、私は、情報収集、伝達に一番効果的な手段としては、ほとんどの人が持っている携帯電話を使ったメール発信だと思います。現在、防府市安心メールの加入状況はどのようになっているのか、お尋ねします。

平成23年度予算のもう1点は、福祉関係予算の乳幼児医療費支給事業と在宅寝たきり高齢者等支援事業についてお尋ねします。

まず、乳幼児医療費支給事業ですが、このたび、乳幼児医療費の自己負担分を引き続き助成するとともに、ゼロ歳児から4歳未満児まで所得制限を撤廃されました。乳幼児医療費助成については、少子高齢化を迎えた中、子どもは防府市の未来の宝であり、財産でもあります。事業目的にもありますように、乳幼児の保健の向上、福祉の増進を図るとあります。ゼロ歳から4歳未満児までは所得制限を撤廃されております。

4歳から小学校就学児童は、なぜ撤廃されてないのでしょうか。防府市は福祉都市宣言をしております。どこの市よりも育てやすい環境を先駆けて推進していくお考えはないのでしょうか、お伺いします。

次に、在宅ねたきり高齢者等支援事業について、お尋ねします。

私が住むこの地域は、高齢化が進み、高齢化率は30.9%で、野島、富海、向島、大道に続き、高齢化率の高い地域となっております。高齢者世帯が増える中で、この在宅ねたきり高齢者支援事業は、小野地域でも大変ありがたい制度として喜ばれています。

そこでお伺いします。この事業の目的は、介護される家族に経済的、精神的負担を軽減するというございます。4万円から6万円加重されることは、評価するものでございしますが、介護保険制度は要介護3では、利用限度が26万7,500円となっており、家族介護すれば、当然、需要が少なくなるわけであります。お金で事業目的、解消させるわけではありませんが、今後、限度額に見合った見舞金を支給する考えはございませんか、お伺いします。

大きな2番目の質問は、市議会改革についての民意を市長は、どのようにとらえておられるかお尋ねします。

昨年末、市議会議員定数の半減を求める市民の会から、規定の50分の1を大きく上回る市民3万5,578名の署名をもって、防府市の議員定数、現行の27名から17名に改める条例改正が提出され、現在、私もその議員の一人でございます。議員定数に関する特別委員会で審議されておりますことは、御案内のとおりです。

こうした議会改革を求める市民の動きは、多くの自治体でも活性化しており、昨今の新

聞報道でも大きく取り上げられております。こうした中で、議会改革の理念などを定める議会基本条例を制定する地方自治体が急増しており、2006年の北海道栗山町議会の第1号を皮切りに、現在170近くの議会で、この議会基本条例が制定されております。特に、昨年だけでも、77自治体が制定していると報道されておりますが、これは議員定数削減について防府市民の声が上がってきた時期とも重なり、まさに、時代の要請であったと認識しております。

市長は、こうした全国での議会改革を望む有権者の気持ち、いわゆる議会活性化に対する市民の思いをどのようにとらえておられるのか、御見解をお聞かせください。

防府市議会も防府市議会基本条例が本年4月1日から施行されます。この中で、防府市議会は、市民に開かれた議会、市民と協働する議会を目指すとしております。そのためには、議会としても、もっと市民にわかりやすい議会運営を行い、市議会を傍聴していただくような工夫をする。また、市議会だよりやホームページをもっと充実させる。さらに頻繁に議会報告会を行うといった取り組みが大変重要だと思います。

この議会基本条例が、単なる理念に終わることなく、その実が上がるように、私も努力したいと考えておりますが、市長は市議会議員半減以外に、こうした議会改革の必要性についてどのようにお考えか、お尋ねします。

市長は、市議会議員定数半減を公約に掲げ、市長選挙に出られ、その結果、3万1,471票の高い支持を得られました。これも議会改革を求める市民の大きな民意だと思います。また、市議会議員定数の半減を求める市民の会が求めている市議会議員定数の法定上限数の半減、すなわち、現行の27名から17名に改める条例改正案において、これこそ防府市民の民意が強く示されたわけであります。

これらの防府市における議会改革の一連の動きについて、市長はどう考えておられるか、お聞かせください。

以上、壇上での質問は終わります。

○議長（行重 延昭君） 16番、横田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、平成23年度の予算についての御質問のうち、防災関係予算について、お答えいたします。

1点目の災害を意識した防災行政についての所見でございましたが、議員御指摘のとおり、近年、地球温暖化が原因と思われる集中豪雨や局地的大雨による洪水が全国各地で発生しておりまして、防府市におきましても、2年続けて集中豪雨に見舞われ、甚大な被

害を受けましたところであります。そのほかにも、台風による暴風雨や高潮、また地震や津波など、さまざまな自然災害に対する注意が必要であると考えております。私は、これらの災害から、市民の皆様を守るため、防災を最重要施策の一つに位置づけ、常に対応できる体制づくりに取り組み、「災害につよい・ふるさと防府」を築くため、全力を傾注しているところでございます。

こうした中で、新年度の主な取り組みといたしましては、市民の防災意識の高揚を図るため、市民防災の日に、防災講演会の開催、8月には山口県と合同で総合防災訓練を実施することといたしております。

次に、防災情報を市民の皆様へ伝達するため、昨年8月から、市内一部地域で配布を開始しております緊急告知防災ラジオを、新年度からは野島地域を除く市内全域に拡大し、普及に努めてまいります。

なお、野島地域につきましては、緊急告知防災ラジオ放送用に使われておりますコミュニティFM放送局の「FMわっしょい」の電波が届かず、また、そういった地域での代替措置でございますケーブルテレビのケーブルを利用した放送も、ケーブルの敷設がないため、緊急告知防災ラジオが全く使えない状態でございます。

このため、今後の課題といたしましては、現在、自治会長の御自宅に設置しております戸別受信機の増設を含め、離島に住んでのおられ方々に向けまして、しっかりとした防災対策を行政としてできますよう、努めてまいりたいと考えております。

また、災害発生時や発生のおそれがあるときに、地域防災力の核となります自主防災組織の拡充を図るため、すでに研修会の講師などに御尽力をいただいております徳山工業高等専門学校との官学協働による、小学生を対象とした防災出前授業と、同一地域の住民を対象とした防災講演会や防災図上訓練を連携させることによりまして、自主防災組織の普及育成事業や自主防災組織育成のために、新たな活動経費に対する補助を行うことで、自主防災組織の充実・強化を側面から支援したいと考えております。

この他にも、現在、ハザードマップの佐渡川洪水編を作成中でありまして、市広報の4月1日号の配布にあわせて、全世帯にお配りする予定でございます。さらに新年度には高潮ハザードマップを作成し、全世帯にお配りして周知することによりまして、防災意識を高め、台風のとき、波浪や高潮に対する被害の軽減につなげてまいりたいと考えております。

2点目の同報系防災行政無線が聞こえにくいことへの対策についての御質問でございましたが、平成21年7月の災害時におきましては、地形の問題や雨音などによりまして、音声が届かなかったなどの御意見をいただいたところでございます。このことを踏まえ

まして、昨年、スピーカーの向きを再度調整したり、各地の状況を考慮した、特性の異なるタイプのスピーカーへの変更や増設などを実施しております。

また、華浦地区、右田地区、富海地区の聞こえづらい場所におきましては、屋外拡声子局を増設したところでございます。しかし、台風や大雨などの気象状況のもとでは、風雨の音も大きくなりまして、さらに、各家庭におかれては雨戸などを閉めておられることで、室内では同報系防災行政無線の音声聞こえづらくなっていると考えられます。

このため、情報伝達機能の充実を図るため、同報系防災行政無線を補完するため、伝達手段として、昨年8月から緊急告知防災ラジオの配布をはじめ、普及に努めているところでございます。

また、防府市メールサービスでは、同報系防災行政無線と同じ情報を、携帯電話やパソコンを通じて提供しておりまして、これも同報系防災行政無線を補完する重要な伝達手段と考えておりまして、普及に努めているところでございます。

3点目の緊急告知防災ラジオの実績でございますが、2月末時点でございますが、要介護者施設などからのものも含めまして、申し込みが約2,500件、設置が完了しているものが約2,000件となっております。なお、万一の場合に備え、現在第4火曜日のお昼に、試験的に緊急割り込み放送を実施しておりますが、4月以降は同報系防災行政無線の戸別受信機を含めて、第4火曜日のお昼に緊急割り込みの試験放送を行う予定といたしております。また、同報系防災行政無線につきましても、4月から毎週火曜日の午後5時から音楽を流すことといたしておりますので、PRもお願いできたらと思っております。

4点目の防府市メールサービスの加入状況についてのお尋ねでございましたが、同じく2月末時点で約6,400件の登録がございます。議員御案内のとおり、このメールサービスは情報伝達の手段として大変有用でございますし、昨年の6月からは大雨警報等の気象情報も配信しておりますので、情報収集も即時に行うことができます。

市といたしましても、このメールサービスへの登録者の拡大を推進するため、市内の事業所にも登録をお願いし、あわせて従業員の皆様にも勧めていただくようお願いいたしているところでございます。議員の皆様におかれましても、ぜひ、市のメールサービスや緊急告知防災ラジオの普及について、御協力をお願いいたします。

次に、福祉予算についての御質問にお答えをいたします。

1点目の乳幼児医療費支給事業についてのお尋ねでございましたが、乳幼児医療費支給事業による医療費の助成につきましては、これまで県の福祉医療費助成制度に基づき、小学校就学前までの乳幼児を対象に、所得制限を設けて、医療費の自己負担額を助成しておるところでございますが、平成23年度の8月から、4歳から小学校就学前児童の医療費

につきましては、現行どおり所得制限を設けて助成いたしますが、4歳未満児の医療費につきましては、助成に係る所得制限を撤廃しまして、全員無料とすることを本議会に提案させていただきます。

本提案は、病気にかかる割合が特に高い4歳未満の乳幼児を対象に所得制限を撤廃し、医療費を無料にすることで、保護者の皆様に経済的負担を心配することなく、医療機関を御利用いただき、子育て支援とともに保健の福祉の向上にもつなげたいとの考えによるものでございます。

乳幼児医療費支給事業につきましては、子育て支援の重要な施策の一つでございます。平成21年8月に、県が福祉医療費助成制度において、保護者の一部自己負担金を導入しました折にも、市が単独でその保護者分を負担しまして、現行制度を維持しているところでございます。

横田議員が言われるとおり、小学校就学前児童全員の医療費について、所得制限を撤廃し、無料とすることが理想ではございますが、今後も、まずは現行の乳幼児医療費支給事業の制度維持を考え、県に対し、福祉医療制度における保護者の一部自己負担金の撤廃や所得制限の撤廃、対象児童枠の拡大など、制度の拡充などについて要望してまいるとともに、本市といたしましても、4歳から小学校就学前児童の乳幼児医療費に係る所得制限の撤廃に検討を加えてまいりたいと考えております。

2点目の在宅ねたきり高齢者等支援事業についてのお尋ねでございますが、議員御指摘の制度であります介護見舞金につきましては、本議会に次年度からの増額を提案させていただいているところでございます。この在宅ねたきり高齢者等支援事業制度自体は、介護保険制度が始まります以前の昭和50年4月から、家族での介護の支援を目的に実施してきたものでございますが、今日、介護度に応じて介護サービスを利用することができるようになりましても、介護度の高い高齢者を在宅で介護する御家族の御苦勞は察しても余りあるものと承知いたしております。また、平成18年度の介護保険制度の改正において、国の方針が在宅介護を基本としたサービスの組み立てを目指している点からも、在宅介護を励ます施策であると認識いたしております。

そもそも、この趣旨は、所得要件を設けず、介護サービスの利用額を問うことなしに、要介護3以上の介護度と介護実態に即して、家族がこうむるであろう負担や不自由の多さを慰勞するために、一律に支給しているものでございますので、サービスの利用度とのバランスをとるための補てんという考え方ではございません。

確かに、議員御指摘のとおり、家族の介護の手があることで、介護サービスの利用が抑えられるという前提に立てば、保険者としての市が保険給付する額は、限度額との差額分

ほど低くなることになりまして、その浮いた分が回せるのではないかということにはなりますが、そのような現物給付と現金給付を代替するという考え方は、介護保険制度導入の際に、現金給付が適正な介護を保障しないのではないかという点から退けられたものでございまして、市としましてもそういう視点からの増額は困難であると言わざるを得ません。

本来の趣旨に沿っての増額は、今後の高齢者介護のあり方の変化によっては、将来検討の時期が来ることもあるかとは思いますが、現在のところ、本市の見舞金の額は県内では実施していない市町もある中で、実施市町と比べても、トップレベルにございます。まずは、6万円の増額で御理解をいただきたいと存じます。

次に、防府市民の民意についてどう考えるかという御質問でございましたが、まず、市民の皆様の議会改革に寄せる思いをどう思っているのかというお尋ねでございました。

私は、今、時代の激しい流れの渦に日本全体がのみ込まれていく、そんな緊張感を実は感じております。それは、一昨年の衆議院議員選挙におきます与党政権の交代に始まりまして、その後の国または地方における数々の選挙の結果を見ますと、国民が政治に対し、もはや失望を乗り越えて、あきらめの段階まで進んでいるようにさえ感じているところでございます。そうした中で、一部地方では改革派と俗に呼ばれる市長なり、知事が立候補され、多くの有権者の支持を得ておられるところでございます。

これら、首長による政治の活性化、すなわち、行政や議会の区別なく改革をしていかなければならないという主張に、住民の方々が期待を示されたものと私は思っております。今や住民の方々は、国や地方の議員にではなく、政治改革へのかじ取りを、それぞれの首長に託しているのではないかとさえ、感じているところでもございます。

このような中で本市におきましても、昨年の市長選挙の結果や、さらには議員定数条例改正の住民直接請求といった活動によりまして、市民の皆様が政治改革を求めておられることは明らかでございます。そして、このことに議会改革が含まれていることは申すまでもございませぬ。私は、この市民の皆様のお気持ちにおこたえするためにも、今、この職において、市民の目線に立った政治行動をとらねばならないと、みずから言い聞かせているところでございます。

次に、議員定数削減以外の議会改革に対する御質問でございましたが、本市議会におかれましては、先般の議会基本条例の制定など、着々と改革を進めておられますことに敬意を表するところであります。そのような中で、私が考えておりますのは、議会の場議会側、そして執行部側がお互いに自由に討論が行える仕組みが必要ではないかと思っております。

かつて、国会においては国会法第78条によりまして、自由討議が規定されておりました。

て、それにより自由闊達な討論がなされていたと思います。しかし、昭和30年の国会法改正によりまして、この78条はなぜか削除されてしまいました。現行憲法のもとで、国会が開設されたのが昭和22年でありましたから、政治におけるこのような形での戦後民主主義はわずか8年で終わってしまったと、今も言われ続けているところでございます。私はこの自由討議なくして議会の改革、活性化はなし得ないものと考えておりますし、さらにはまた、土曜、日曜日、祭日あるいは夜間に、議会や委員会を御開催いただくなど、積極的な改善に向けてのお取り組みをなされる必要があるのではないかと強く感じているところでもございます。

最後に、本市の議会改革の現状についてどう思うかとの御質問でございましたが、今申し上げますように、議会改革につきましては、まずは、皆様方議員の中で御討議されることが肝要ではないかと考えておりますが、その大きな端緒を開くことの必要性を痛感すればこそ、さきの市長選において、いずれ去り行く地方政治家としての赤心をお訴えした次第でございまして、意のあるところをお酌み取り願えれば幸いです。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 再質問どうぞ、16番、横田議員。

○16番（横田 和雄君） ありがとうございます。

それでは、災害時のほうから簡単な質問でございすけど、再質問させていただきます。

被害時に、地域の皆さんが広報車で呼びかけをしておられますが、雨天時等、さっき市長も言われましたように、雨が降る場合、本当に聞きにくいという苦情が大変多いわけでございます。何台の広報車で呼びかけをしておられますか。教えていただけますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 災害時に移動系の防災行政無線を使つての広報でございますが、今、市のほうでは一応5台、それと消防本部あるいは消防署、消防団、このお車もお願いいたしまして、効率的に地域で分けて広報しているという状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 16番、横田議員。

○16番（横田 和雄君） ありがとうございます。

5台と、消防と消防団の車で広報するということでもあります。また、市民は災害のときは昼夜を問わず不安なときを過ごしているわけでございます。同報系防災行政無線等々、広報車などで正確、迅速な情報を伝達していただき、市民の皆さんが安心かつ安全に生活できるようにお願いをいたします。

また、台風時に停電した場合に、水道のない小野地域なんかは、水も出ない状態が何日

も続くわけですが、その地域の住民は不安な日々を過ごしているわけですが、電力会社に電話しても電話にも出ないし、再度電話したらまた話し中となっている形で、連絡もとれないという形で、苦情が大変市民のほうからくるわけですが、電力会社などと連携して、停電復旧の日時がわかるような伝達はできないものでしょうか。これ、要望でございませうけど、わかれば教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 停電時の状況把握と申しますか、そういった、また情報の提供をしていくことについての御質問でございませう。

実は昨年、中国電力さんのほうと一応協議を二、三回持たせていただきました。その中で、まず中電さんのほうへの連絡がなかなか市民の方から取りにくいという苦情が市にもたくさん入ってまいりました。そういった状況をとらえての協議だったわけですが、その中で、まず中電さんのほうの改善策といたしましては、担当の行政とのつながりでございませうけれども、情報を的確に発信できる職員と申されますか、そういった窓口をきちんと設けたい、ですから防災危機管理課のほうと綿密な連絡がとれる体制をまずつくっていただけるように聞いております。

また、市民の方々からの連絡が中電さんのほうへ錯綜しますと、なかなか停電あるいは復旧いつかといったことが、なかなか市民の方に伝わりにくいということもございませうので、今後は市のほうでも、ある程度のそういった中電さんの情報を受けての情報提供といひますか、いつごろ回復とかいう細かいところまで、どの程度までできるかは別といたしまして、できるだけ細かい情報の提供ができるよう連携を図りながら、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 16番、横田議員。

○16番（横田 和雄君） ありがとうございます。

市民が安心するような形で情報伝達をしていただきたいと、このように思います。

それで、この質問は終わりますが、福祉の関係、いいですか。

福祉関係の乳幼児医療費事業についてお尋ねしますが、まず4歳から小学校就学前児童の対象人数は何人いらっしゃいますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 約2,100人と考えております。そのうち1,600人が、今の制度に乗れる、所得制限が基準以下というふうな状況でございませう。

○議長（行重 延昭君） 16番、横田議員。

○16番（横田 和雄君） ありがとうございます。

他の市の状況は、どういうふうになっておるかお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 一応、全部わかっておりますが、近隣だけでよろしいですか。（「はいはい」と呼ぶ者あり）はい。

まず山口市ですが、山口市は本市と、来年私どもが今議案に上げておりますけども、うちの市と同じように4歳未満までの支給について所得制限を設けておりません。ですから、防府市の23年度と同じでございます。

もう一つ隣、周南市を申し上げますと、周南市につきましては小学校就学前までを対象としておりまして、ここは3歳未満児までを所得制限を外しております。ただし、こちらは3歳から就学前までについて、入院と歯科治療の場合のみは所得制限なしとしております。

もう一つ宇部市、申し上げますと、対象は小学校3年生までですが、所得制限を設けております。

それぞれ、いろんな、市で、それぞれ違います。ですから今、3市、申し上げました。

○議長（行重 延昭君） 16番、横田議員。

○16番（横田 和雄君） ありがとうございます。

早急に未就学全員が、所得にかかわらず安心して、無料で受診できるような制度に拡充していただきたいと、これは要望としまして、この乳幼児の質問は終わります。

福祉関係の寝たきり高齢者のほうですが、これは、できるだけ早く、少しでも上げていただくようお願いをいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、16番、横田議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。次は、7番、重川議員。

〔7番 重川 恭年君 登壇〕

○7番（重川 恭年君） 民意クラブの重川恭年でございます。

今回は一つに、学校におけるいじめの問題と学級崩壊の実態について及び2つ目に道徳教育のさらなる推進について、というテーマで質問させていただきたいと思っております。質問

に先立ち、内外の出来事等を若干述べさせていただきます。

昨今の各種報道等を見たり聞いたりしておりますと、世の中本当に暗い事件や事故が多く発生し続けております。世の中本当に真っ暗やみじゃあござんせんかと、嘆かずにはおられない状況ばかりであります。日本国の状況でも、領土の問題にいたしましても、北では北方四島のこと、南においては尖閣諸島の問題や竹島問題などでありまして、国政においても平成23年度予算全般が国会ですんなり年度内議決できるのか、再議決はどうなるのか、あるいは関連する法案、特に公債特例法案はどうなるのか、さらには今後の政局はどう動いていくのか、TPP環太平洋経済連携協定への参加、交渉の行方はどうなるのか、日本のGDP順位の陥落はどうしたことなのか、はたまた将来の社会保障、つまり医療、介護、年金と財源の問題はどのようになるのか等々、問題山積であります。TPPにしても、社会保障と財源の問題にしても、特例公債法案にしても、直接に、私たちや私たちの住んでる、この地方行政、地方自治体にもすぐに影響してくる問題であると思います。

国外に目を向けますと、中東や北アフリカで起きている民主化デモによる混乱とそれに伴う石油や天然ガス等資源問題まで、すぐに私たちの生活に波及してまいっております。また、天変地異という自然災害においても、私たちは一昨年の当地方における集中豪雨による土石流災害は忘れることはできません。

また、最近では鹿児島県と宮崎県境にある霧島山系の新燃岳の噴火は、今も続いておりますし、ニュージーランドにおいては大地震による震災であります。また、一昨日には三陸沖でマグニチュード7.3の地震があり、漁業等に被害を及ぼしております。昨日は、中国雲南省でもマグニチュード5.8の地震があり、多くの死者も出てるということです。人為的事象も、殺人、傷害、詐欺、窃盗、自殺、ひこもり、こういういろんな事象が出ております。

このように、国内外の人為的事象や自然的事象を見渡してみましても、本当に暗いこと、不安になることが多い昨今であります。今年に入ってからさわやかな出来事と感じ取ったのは、あのタイガーマスクの伊達直人であり、防府市でもランドセルや地元のタイガーマスクから文房具などのプレゼントがあったと報道されました。

サッカーアジア大会での日本チームの活躍、優勝であり、ごく最近では各部門合計3万6,000人が参加して、東京の街を走り抜けた東京シティマラソンにおける市民ランナーの快勝劇や、また、あすは九州新幹線が鹿児島まで開通する、こういうような明るいニュース等もございます。今までの、世の中の暗いニュースや明るい話題を述べてまいりましたが、いよいよこれから、そのようなことを前提に本題に入らせていただきます。

さて、日本の将来を担う宝物は何なのか、それは子どもでございます。その子どもたち

が健全に育つ、そして育てる責任は私たち大人の役割でもあると存じております。そのような中であって、私は一般的に言うところの家庭、地域社会、そして学校等における規範の乱れなどが散見されることに危惧を抱いてる一人でございます。

一口に子ども問題を一つ取り上げられましても、生まれてからの家庭教育等でのしつけから始まり、最近、殊に問題になっておりますひきこもりや児童虐待や、親の問題でしょうか、育児放棄、ネグレクトという問題、学校でのいじめの問題、そして学級崩壊、子どもの貧困、不登校、数々の問題があるわけでございますが、今回は、主として市内小・中学校におけるいじめの実態についてお聞きしたいと存じます。

この学校におけるいじめの問題を取り上げるきっかけは、ことしに入って、ある全国紙の社会面トップ記事に小・中学校でのいじめ調査を児童・生徒に直接聞くアンケートを実施するという記事が掲載されており、放送でもされたように思います。これはなぜなのか。それはいじめ事件が増えているからだと記されておりました。いじめとは、物の本によりますと、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの、あるいは、同一集団内の相互作用過程において優位に立つ一方が、意識的にあるいは集合的に他方に対し、精神的、身体的に苦痛を与えることであるとあります。

そこで、質問でございますけれども、防府市における実態はどうかをお尋ねいたしたいと存じます。要は、いじめと認知されている実態は把握されているかということでございます。

以上で、壇上からの質問を終わります。執行部におかれましては、誠意ある御回答をお願いいたします。

それと、道徳教育の問題ですが、これは今の問題に関連してお尋ねをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員の御質問、いじめの実態についての御質問にお答えいたします。

いじめの実態につきましては、各学校で学期末ごとに実施しております、児童・生徒の生徒指導上の諸問題にかかわる調査において実態を把握しておりますので、その調査結果をお示しします。

この調査は、一定の人間関係のある者から、身体的・心理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じたことがあるという、いじめの定義に基づきまして行っているもので、本市の過去3年間のいじめの実態は、平成19年度が121件、平成20年度が82件、

平成21年度が61件と推移しております。そして今年度、12月の段階では36件となっており年々減少しております。これは、各学校において、いじめを許さない学校づくりや学級づくりが積極的に進められており、その成果があらわれているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） 今、御回答をいただきました、19年で約121件、それから翌年度は82件、またその翌年度は61件、こういうふうにだんだん減少してきていることは、大変喜ばしいことだと存じておりますが、いじめというのはなかなか、壇上でも申しましたけれども、その定義というものからして、なかなか精神的な、心理的な苦痛を与える側もその認識があるのか、受ける側もその認識があるのか、なかなか難しいところもあるわけでございますけれども、今、教育長さんの御回答では、実態を各学校で学期末に調査をしているということのようでございますけれども、どのような方法でそれをつかんでらっしゃるのか、お教え願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） いじめの実態把握の方法と、いじめ防止、事後指導も含めてでございますか。ちょっと、そのあたり。

○議長（行重 延昭君） 7番。

○7番（重川 恭年君） 実態把握の方法でございます。

○議長（行重 延昭君） どうぞ、教育長。

○教育長（杉山 一茂君） まず、いじめの実態把握の方法でございますが、各学校において、日常的な児童・生徒の行動観察に加えまして、児童・生徒の日記や家庭との連絡等を通して、いち早く子どもや保護者からの声を受けとめ、いじめの早期発見に努めております。

また、学期末に行う調査に加えて、年度が明けましたこの1月以降、他県で痛ましい事件がありました。その結果、私ども防府市教委といたしまして、学校生活に関するアンケート調査を月に2回するようというところで、学校にお願いしまして、定期的に一人ひとりの児童・生徒と教育相談を行うなどして、そうしていわゆるいじめ防止、あるいはいじめの実態把握に努めております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） 日常的行動を観察する、あるいは家庭と学校とのやりとり、あ

るいはアンケートを月に2回実施されてるということで、この把握に努めていらっしゃるということでございます。仮にその実態を把握された場合の対処方法、フォローアップでございますね、これなんかをどのようにされてるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今の御質問、いじめの未然防止についてでございますが、各学校では日ごろから人権に配慮した指導を行ったり、さらには全校みんなで言葉使い、そうしたものに気をつけ、温かい言葉を大切にするような、そうした取り組みをしております。

また、いじめを許さない学校づくりや学級づくりを進めております。私ども防府市教育委員会といたしましても、子どもを守るべき教職員自身が人権感覚を磨き、児童・生徒一人ひとりを大切にした学級経営ができるよう、教職員の資質向上を目的としました研修を計画的に実施しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） ただいまお答えをいただきました、いじめを許さない学校経営、人権感覚を養うというような御回答でございました。それで、これに対して学校の職員室というか、教職員間での共通認識とかいうのは、十分に協議を持って、共通認識等、持ってらっしゃるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） いじめを絶対許さないという、そうした共通認識、そして共通実践、それを行っておりますが、万が一いじめが発生した、そうしたときの事後指導につきましても、いわゆるいじめの実態を十分に把握し、被害者の気持ちをまず最優先ということで取り組み、もちろん校長の指示のもとに、担任はもちろん全教職員がいわゆる組織的に対応し、被害を受けた子どもの不安を解消するとともに、安心してその子が登校できるように、そういうふうな指導に努めております。さらには、加害者――いじめ、被害者と加害者があるわけですが、加害者に対しましては、いじめの背景を明らかにした上で、再発防止に向けて他人の痛みがわかる人間になれるよう、根気強く指導してまいっております。

また、傍観者という表現は悪いんですけれども、いわゆる周囲の児童・生徒に対しましては、いじめは人間として絶対に許されない行為だという毅然とした姿勢を、先ほど申しましたが、全教職員が示し、いじめは決して許されない、そうした教育環境を学校全体でつくる、そうした指導をしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） 今、お答えをいただいたわけですが、傍観者的にはならないということなんでございますが、私がお尋ねしたかったのは教職員間での共通認識というか、この辺が十分になされているのかどうか。で、私もお話を聞いたんでございますけれども、ちょっとそういう、いじめを受けてるという認識を親御さんがなさって、学校を転校させたということで、親御さんから相談も受けたわけですが、その辺の学校全体での共通認識、これが一部の、例えば担任とか、あるいは相談を受けた相談担当の教員とか、そういうことじゃなしに、それは個人的な問題も絡むんでございましょうけれども、なかなかオープンにできない部分もあるかと思うんですけれども、その辺はどのように対処されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。どうぞ。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほど申しましたが、いじめは絶対許されない、そうした環境を、いわゆる、つくるために、全教職員がやっぱり同じ認識のもとで、同じ行動がとれるように私ども指導してますし、各学校もそういうふうな取り組みをしてるかと思えます。

ただ、議員御指摘のそういうふうないじめがあった、そういうふうなことも聞いているがという、今、御指摘でございますが、私ども、そうしたことに、もしあれば、いじめがあったということで、その対応につきましては、全力で、やはり学校と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） そういういじめの実態として、19年ですか、121件ものそういういじめと見られる問題が出てきてると、これが21年度ではその半分の61件と、それにしてもそれだけのいじめの実態が把握されてるということなんで、把握後のフォローアップも大切ですが、先ほどから教育長さんの言葉の中に、発生させない事前対策、防止教育という言葉も出てきておりましたけれども、やっぱりそういうものがまだまだ必要じゃないかと思えますけれども、この辺について、いかがお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） いじめは絶対に許されないと、先ほども同じことを繰り返しておりますが、やはり私ども具体的な対応をと、今、議員、御指摘の言葉、ありました。私どももいじめの未然防止の取り組みをさらに進めるために、来年度、市内の全小・中学校におきまして、学級集団の状況の診断ができます検査、よりよい学校生活と友達づくり

のためのアンケートを実施いたしまして、いじめの早期発見、さらには児童・生徒一人ひとりが安心して通える学校となるよう、支援を強化していく予定にしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） はい、わかりました。来年度そういうこともなさりながら取り組んでいくということで、了解いたしました。

それで、このいじめの、どういったらいいんでしょうね、認識率というか認知率というか、各年度、数字をおっしゃいましたですよ、19年度121から21年度61、今年度、今までで31件という数字を教えてくださいました。それで、これは県内、例えば100人当たりとか、1,000人当たりとか、そういう、県内で、1,000人当たりなら1,000人当たりで結構なんですけど、防府市はどういう位置にあるのか、いじめの件数が多いのか少ないのか、その辺、わかっておれば教えてくださいたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、認知率というお言葉を議員、お使いでしたが、防府市と山口県とのいじめの認知率の比較について、わかってる範囲でお答えします。

いじめの認知率と申しますのは、全児童・生徒数に対する、いじめを受けたと認知している児童・生徒の割合をあらわしたものでございます。パーセントでお示します。

平成19年度のいじめ認知率は、山口県が0.81%に対しまして、防府市が1.23%、平成20年度は山口県0.65%に対しまして、防府市0.84%、21年度は山口県0.41%に対しまして、防府市が0.63%となっております、山口県の認知率と比べまして、少し高い状況にはありますが、防府市のいじめの認知率は年々少なくなってきております。これにつきましては、各学校でのいじめの未然防止の取り組みが積極的に行われてきた成果だと認識しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） やはり、この19年度からの数字を、今、御披露いただいたわけですが、いずれも山口県平均に対しまして、防府市はかなりとか、19年度でいうとかなり高い、それから20年、21年も高いということでございますが、これは県との比較でございますよね、この市ごとの比較というのは出てないわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 他市のものにつきましては、発表されておられません。県の発表に基づいて、私どもの市の状況を今、お示しました。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） それで、いじめというのが、壇上でも言いましたように、本によりますと、心理的あるいは物理的な攻撃というか、意識というか、この辺で苦痛を与えるというものでございますんで、私もどっかの、どこで見たんかちょっと記憶が定かじゃないんですが、いじめは犯罪であるというようなポスターを見た記憶があるんですけど、それは駐在所であったか、どこであったか、ちょっと覚えてないんですが、そういう、いじめは犯罪であるとの認識でもって、今後、この教育のほうにも当たってもらいたいというふうに思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） いじめは絶対許されないという、そういう強い姿勢で学校を指導してまいりたいと考えております。御理解お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） 今、強い御決意をいただきましたんで、また、そういうことで防止に努めてもらいたいというふうに思います。

それで、次に学級崩壊という言葉がございます。それで、学級崩壊というものの定義をお伺いしたいんですが。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 学級崩壊の定義でございますが、子どもたちが教室内で勝手な行動をして、教師の指導に従わず授業が成立しない、そういう状況を学級崩壊と定義しております。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） 今、教育長さんが述べられたとおり、私もそういうふうに認識しております。これは、今度は児童のほう勝手に行動を、学校内というか、学級内というか、そういうところで行動を起こして、教職員を困らせたり、あるいは学校全般といいますか、ひいてはそういうことになるんだろうと思いますが、そういう授業もままならないというような実態を言うということでございます。それで、こういうような現象が防府市内であるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 現在、防府市内におきまして、そのような小・中学校は、学

級崩壊の状態を示すような学校はないというふうに認識しております。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） これは、どうして、こういうような学級崩壊というのが市内であるのか、ないのかというお尋ねをしたんでございますが、これは私が、これは風評ですからはっきりしたことじゃない。ただ風評でそういうことがあって、ある教員がやめたとか、あるいは校長がやめたとかいう話を聞きましたんで、それが定かで私もないんで、確認しておりませんので、お聞きしたわけですが、防府市内ではそういう認識はないというお答えでございましたんで、それは、そういうふうな認識で私もおりたいと思います。

それで、一部壇上でも述べたんですが、昨今の日本社会等で起きているあしき状況、つまり、殺人とか傷害とか、学校で言えばひきこもりとか、不登校とか、いろいろ社会現象も、今は若い年代のものが――私どもの年代では年寄り大切にしなさいよと、こういうことを教わってきたわけでございますが、今ではその逆で、若い者がお年寄りから詐欺とか、窃盗とか、こういうようなことをして、お年寄りから金品をだまし取ると、こういうような事象もたくさん出てきておるわけです。

それは、急速に変化した家庭環境とか、家族構成とか、社会の状況、変化に対して、人間としての倫理観、道徳観が追いついていっておらないのではないかというふうに考えております。そこで、先ほど言いましたいじめもそうです。それから学級崩壊もそうです。そういうような倫理、道徳観教育が追いついていってないということじゃないかと思っておりますので、道徳教育の今以上の推進を願いたいと考えておるわけでございます。それはもちろん学校だけの責任じゃないんでございまして、先輩議員、同僚議員もこの前、胎教という、赤ちゃんがおなかの中におるときからの教育というようなこともおっしゃっていましたが、そういうことから始まって、道徳観は、亡くなるまで、いろんな意味で必要であろうというふうに思っておりますけれども、学校における道徳教育は、どういうふうな道徳教育というものをなされているのかをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 学校の道徳教育でございますが、防府市教育委員会では豊かな人間性を備えた児童・生徒の育成を目指し、この道徳教育を柱とする心の教育に積極的に取り組んでおります。

各学校におきましては、道徳教育を児童・生徒の道徳性を養う目標といたしまして、道徳の時間を中心、かなめといたしまして、学校の教育活動全体を通じて行っております。道徳教育の中心、かなめでございます道徳の時間につきましては、週1時間、年間35時間を教育課程に位置づけまして、他の教科や体験的活動等、それらの関連を図りながら、

計画的に実施しております。

なお、新学習指導要領、小学校では平成23年度から完全実施でございますが、新学習指導要領におきましては、道徳教育はあいさつなどの基本的な生活習慣、決まりを守るなどの規範意識の醸成、自他の生命を尊重する心や地域や伝統文化を尊重する心の育成などが重点として示され、取り組みの充実が求められています。私どもは道徳教育推進のため、学校への具体的な支援といたしましては、道徳の時間に使用する道徳の副読本を市の予算で購入いたしまして、児童・生徒分、各学校に配布しております。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） ここに小学校の学習指導要領、それから中学校の学習指導要領を持ってるのでございますが、今、教育長さんのおっしゃったように心の教育、こういうものやっていると、それで時間数を見ますと1学年が道徳の授業時間34時間ということになっております。それから、2年から6年までが35時間で、週1時間ということで、私はまだ少ないんじゃないかというふうに思うんですけども、この道徳の時間を増やす、例えば国語であれば306時間から、6学年で175時間、そういうふうな、いろんな、これは法律で決められておるんですけども、これを増やすというようなことは考えられないか、お尋ねしてみたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） この道徳の時間につきましては、週1時間、年間35時間というこの時間につきましては、教育課程、いわゆる学習指導要領、それに基づく教育課程に位置づけられておまして、私どもがこれを変更してということはなかなかできないところです。ただし、道徳というのは道徳の時間だけに行うものではありませんで、先ほど申しましたが、いわゆる道徳の時間を中心に、かなめといたしまして、学校の教育活動全体を通して子どもたちに指導すると、そういうことがやっぱり私どもの求められてるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） これは学校教育法で、教育基本法から始まって学校教育法、こういうようなもので決められておるんで、増やすことはできないと。ただ、道徳という科目が設けられてる以外にいろんな学科がありますので、その中でも取り入れていくと、教えていくと、道徳的観念を養うというようなことでございましたので、時間数を増やすことはできないということで理解したいと思います。

そこで、先ほどから言っておりますように、学校だけでこの道徳というのはとても教え

られるもんじゃないというふうに思います。学校に入ってからでは遅過ぎる。ナンセンスであるかもしれません。ですから、家庭でのしつけ、朝晩のあいさつ、あるいはこの中には宗教という、これは私立では宗教という時間を持ってもいいというふうに書いてありますが、公教育ではなかなか難しいでございましょうが、信仰心というか、敬い、たつとぶ心、こういうもの、あるいは履物をそろえるなどの、人の話、教員が話をしているときには静かに聞くとか、こういう生活の基本を授業の始まる前5分でも、2分、3分でも、そういうことの生活の基本的な話というものを聞かすようなことはできないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほどから申し上げておられます道德というのは、そうした心を育てるということは小学校からでは無理だから家庭でもというふうなことだったかと思えます。

学校におきましても道德の時間だけではございまして、やはり朝、登校するときから、あいさつ運動、さらには登校しまして、今、ほとんどの学校で、静かに、その1日、落ちついて学習に取り組めるように、小学校、中学校とも読書の時間を取り入れまして、そうした学ぶという、そうした姿勢づくり、態度づくりをきちっとやるだけでなく、読書からいわゆる人としての生き方、そうしたものも学習する場を設けております。さらには、毎日、担任によります学級指導の中で、子どもたちをやはり、いい生き方ができるように指導している、そうした各学校ではそのような指導が行われているというふうに認識しております。

私ごとで申しわけございませんが、私は昨年9月末まで中学校の校長をしていましたけれども、長期休業を前にしましたら、やっぱり親子関係が大事ということで、子どもたちに一つ、ばかみたいに毎回言っとったのは、「親の意見と茄子の花は千に一つも仇もない」というふうに言って、親はうるさいかもしれないけど、みんな君たちのためになる、身になるように言ってくれてるんだよということで、そうした指導、これは私が幼いころやっぱり親に言われたことございまして。それをなかなか今の親は知りませんので、そうしたところで、やっぱり学校の間をかりて指導してまいりました。そうしたこともいろんな場、機会をとらえて、学校では指導されてる、そういうふうに御理解いただいたらと思います。

以上でございまして。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） 今、教育長さんも、校長時代には子どもたちに、そういういろ

んな教訓になる言葉を子どもたちに教えておったということで、私も今教育長さんがおっしゃった言葉を聞いて、すぐ忘れたんでございますけれども、これは先輩議員あるいは同僚議員がかつて質問されましたし、今議会でも第1日目の質問項目の中にございましたが、古典とか、それから偉人の言葉でございますね、論語、孔子、孟子、老子、こういう人の言葉を、萩の明倫小学校ですか、取り入れてると。こういうことで、その意味はわからないけれども、そのうちわかってくる、あるいは自分が成長するとともに、ああ、この言葉はこういうことだったんかというような思い出し方もすると思うんです。こういうものは、質問を先輩議員、かつてなさっております。それから今議会でもやられました。それと重複するようになると思いますが、こういう言葉の素読というものを1分でも2分でも、毎日継続してやるというようなことはできないものなのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 子どものころから意味がわからなくても、素読とか朗唱とかやる、そうした取り組みはどうかという御意見だと思います。

素読や朗唱は児童・生徒が価値ある言葉や文章を繰り返し声に出して読むことにより、それらが自然に心にしみ入っていく、そうした大変意義ある教育活動であると考えております。防府市の小・中学校におきましては、素読は特に行ってはおりませんが、詩歌や古文などを声に出して読む学習には取り組んでおります。

例えば、小学校6学年では論語を日本語に改めた書き下し文を何度も繰り返し読んだり、中学校3学年では、漢文の特有の言い回しに注意して、繰り返し音読する学習を行ったりしています。このような活動を通しまして、古くから日本に伝わる先人の生き方や考え方に触れると同時に、防府市の各学校では道德の授業が、子どもの年齢や実態を踏まえて計画的に行われている、そういうふうにとめてます。教育委員会といたしましては、これまでどおり、各学校の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） それで、先ほどのお答えの中に、道德の中で、これ、年間35時間ですか、その中で防府市では副読本を使って地域の人物、偉人、こういうものの取り上げ方をやってるといようなことを、地域の素材を生かした道德資料というお答えがあったわけでございますが、それは具体的にはどういうことなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 各学校でそれぞれ地域に関係するいわゆる先人、例えば右田

中学校でしたら、オリンピック出場されましたマラソン選手、貞永信義さんとか、あるいは右田小学校では滝鶴台の奥様の、赤い毬と白い毬、そういうふうなもの、あるいはそれぞれの学校で、そうした先人の生き方について、道徳教材となるように作りまして、それを年間の指導計画の中に位置づけまして、指導しております。

また、他の学校のそうした教材をこういうふうな1冊にまとめまして、それぞれの学校でまた活用できるように、私ども学校に配っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） そうすると、各副読本というのは、防府市内統一じゃなしに各小・中学校地域によって違うということなんでございますか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） すみません、説明が足りず申しわけございません。副読本というのは、それぞれの小学校、中学校に児童・生徒数分、同じものを、市が決めたものを配っております。それとは別にまた、自作の道徳教材ということでつくって、それをまた活用するようにしてます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、重川議員。

○7番（重川 恭年君） それじゃ、最後になりますが、これがことしになって配られたんでございます。教育行政点検評価報告書というものが私どもの手元にも配付されております。その中で学校教育課の項を見ますと、学校教育を生涯学習の基礎ととらえ、豊かな人間性と確かな学力、それに健康、体力を備えた児童・生徒の育成を目指した教育を推進するというようになっておりまして、これが1項目から8項目まで、いろんなことが、るる書いてあります。

その学校教育の質の向上の1番で、心の教育の充実というものが掲げられております。これが、道徳教育に該当する部分だろうというふうに思うわけでございます。それで、事務事業の概要、それから事務事業実績というようなものが掲げられておりまして、評価、これはABCで評価されてるものでございますが、これがBと。この評価報告書を見ますと、オールB、1つどっかでAかCがあったと思いますが、Bでございます。

これによりまして、評価の欄を読みますと、地域の伝統文化を大切にすることを養う等のねらいを達成するために、道徳授業の実践をより積極的に行うことができるようになったと、それでBであるということでございますので、まだまだ、この実践をより積極的に行うことができるようにするということで、本年度以降、また、このBがAに向かうよう

に要望いたしたいということで、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 以上で、7番、重川議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） 明政会の土井章でございます。質問通告に従い、質問をいたします。

まず最初は、聖域なき行政改革についてでございます。市長さんは「聖域なき行政改革の断行」という言葉を好んで使用されております。しかし、「聖域なき」が支出を主体に考えているように見えるのでございます。なかんずく、市長が得意げに職員数を何人削減したと発言されているように、職員数の減に目が向いておりはしないかと危惧するのでございます。確かに、不景気な時代は公務員たたきをしておれば市民受けはするし、報道もその傾向にあります。

しかし、過剰な人員削減は職員の士気を失い、その結果、職員は与えられたルーチン業務のみを大過なくこなすことに集中してしまい、新しく、かつ斬新なアイデアは生まれにくくなります。その傾向が当市行政にもあらわれてきてるように思えるのは私だけではございません。

また、市長さんは、平成23年度施政方針で「入るを量りて出づるを制す」という財政の基本に立ち云々と述べられております。故事に基づく本来のことわざは「入るを量りて出づるを為す」となっておりまして、その意味は、収入によってそれに応じた支出をすること、収入の額をよく計算して、それに応じた支出をすることとございますが、「出づるを制す」では、収入の計算もするが、それとは別に支出は抑制するとなるわけではございません。行政改革の名のもとに、その主眼が支出の抑制に置かれ、やらなければならないことが置き去りにされていることを示しているように思います。

例えば、昨日、私は佐波中学校の卒業式に出席させていただきました。市長さんは、先日の本会議で、学校給食で学校を訪れたとき、学校の隅々まで歩くと言われましたが、私は玄関から入って、応接室から体育館までの往復でございましたが、まず、玄関のかけ出しの天井のコンクリートが一部剥落しており、大変危険でした。もし、落下物が人に当たったらと思うとぞっといたします。

また、玄関横の外壁も剥落が進んでおり、ボルトで締めてある状態ではございました。応接室の壁ははがれ、それを隠すために紙が張ってありました。応接室ですから生徒のいたずらは考えられません。経年劣化だと思われまます。

体育館の舞台のそでは、至るところガムテープが張ってあるありさまでございました。他校でも同様の状況が多々あると聞いております。

また、3月18日には松崎小学校の卒業式に出席されると仄聞しておりますが、カーテンは劣化していないか、外壁は見るに耐えないほど汚れてはいないか、外壁のコンクリートが剥落し、鉄筋が露出するなど、危険なところはないかなど、ぜひ、つぶさに見ていただきたいものでございます。

そのような歳出削減あるいは抑制の結果、先日の平成22年度補正予算審議でも議論されましたが、10億円を超える予備費が生まれるようなことになるわけでございます。討論での、逆に言えば年度末まで財源を隠してきたのではないかとさえ思われるとの、私の感想的発言に対し、財源隠しをした覚えはない、発言を取り消せと反論され、読売新聞には看過できないとの発言が掲載されておりました。

それはさておき、法人市民税の4億5,000万円の増収は、市にとっては企業からの臨時ボーナスのような想定外の収入でありましょうから、この予期せぬ余剰金を使って一日も早く、児童・生徒が安全で快適な環境のもとで学校生活を送られるよう、措置していただきたいものであります。それが実行されたときには、発言の取り消しはもちろん、深く感謝の念を申し上げたいと思っております。

さて、若干前置きが長くなりましたが、聖域なき行政改革には「出づるを制す」、言いかえれば支出の削減、抑制だけではなく、収入面にも聖域を設けるべきではなく、収入増加策や、いただけるものはいただくことに力に注ぎ、生まれた財源を市民の切実な要望にこたえることをしないと、タコの足食い状態と同様、疲弊するのみであります。私流に申し上げますと、同じ「入るを量りて出づるを為す」でも、見当をつける、計画をする「図る」、字としては容量とか重量とか計量の「量」ですが、その「量る」ではなく、入りを企てる趣旨の「図る」、意図とか図書館の「図」という字ですが、その「図る」べきであると考えております。確かに、職員等から通勤車両の駐車料金の徴収、封筒や市広報への広告、ホームページへのバナー広告等が実施されておりますが、一方で本来なら徴収すべきものを徴収せず、せっかくの収入を逃しているようなこともあると考えております。

そこで、質問の1点目は、去年の普通会計決算特別委員会で、市庁舎等を貸し付けている団体等から貸付料をいただいているかと質問をいたしましたところ、ほとんど徴収していないとの回答でありました。私は、地方自治法、同法施行令、防府市行政財産使用料徴収に関する条例、防府市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、あるいは防府市財務規則に従えば、徴収すべきものと考えております。

現在、市本庁舎、出先庁舎に入居している各種の団体、機関で、1室以上の占有使用許

可をしている機関の名称と、使用料徴収の有無、徴収していない機関にあってはその根基、今後、徴収する考えはあるのか、本来なら、市の機関と同居している機関についても使用料を徴収すべきと考えますが、今回は占有使用している機関についてのみ実態をお伺いいたします。

次に、小学校の屋内運動場等を恒常的に使用しているスポーツ団体、チーム等に係る使用料も、決算特別委員会での質疑では使用料を減免しているとの答弁がございました。防府市行政財産使用料徴収に関する条例では、第2条で小・中学校屋内運動場の使用料を8時から17時までは1,400円、17時から21時までは2,000円と定めています。減免の理由は、第3条、市長が特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる、を適用しているとの回答であったように記憶しております。

市民共通の財産を、特定の人たちが特権的にかつ恒常的に利用しているのに、使用料を徴収しないのは受益者負担の原則からしても理解できませんが、免除の理由である「特に必要」とは何か、お伺いをいたします。また、今後、使用料を徴収する考えはないか、あわせてお伺いをいたします。

質問の大きい2点目は、今秋開催される山口国体に関する提案型の質問でございます。御案内のとおり、この10月に本県で開催される第66回国民体育大会、いわゆる山口国体のうち、防府市では正式競技でバレーボール及びバスケットボールの少年女子、自転車、軟式野球成年男子が、デモンストレーションとしてビリヤードナインボールが実施されることとなっております。市民一人ひとりが、ホスピタリティの心を持って、選手団に接することで、各県選手団には気持ちよく競技に打ち込んでいただくとともに、大会が成功することを祈念するのみでございます。

そして、バレーボール少年女子選手団につきましては、市内15地区の24民泊協会の御協力をいただき、民泊となり、食事についてはおのおのの公民館等で共同調理され、提供されることとなっております。現在、それぞれの地区の調理担当の方々がどんな献立が若い選手たちに喜んで食べてもらえるのか、カロリーはどうかなど、知恵を出し合い、工夫と試行を重ねられており、先日私の地区でも自治会長を対象に試食会が催されました。今後も数度の試行をすると言っておられたのであります。

そこで提案であります。最も歓迎の姿勢をあらわすには、地元でとれた野菜、魚介類、肉等を使用することはもちろん、みそ、しょうゆ、豆腐等の加工品に至るまで、可能な限り地元産品を使用することだと思います。昔からそれぞれの土地でとれた、その季節の旬のものをその土地の水で料理したものが一番うまいと言われております。加えて、地元産品を使用することで食材等を提供される方にも喜びが生まれますし、地産地消にも寄与す

るものでございます。

また、先日の試食会で、郷土料理を必ず1品加える工夫が欲しいと、調理を担当される食推の方に申しあげましたら、「自分たちもそうは思うが、これといった郷土料理がなかなか見つからない、何かいいものがあったら教えてほしい」とも言っておられました。

そこで、提案ですが、食材や加工品に至るまで、地元産品の利用の徹底と郷土料理の提供について、民泊協力会への協力依頼を徹底してもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。また、防府の郷土料理といえは何なのか、広く市民の意見を求めてみるのはいかがでしょうか。あわせて伺いをいたします。

質問の3点目は、市が平成19年に株式会社原弘産に売却したJR防府駅みなとぐち広場用地についてでございます。

近年、てんじんぐちよりみなとぐちのほうが、防府の玄関口としてのウエートが高まってきていると感じております。ことしは国体もあり、県内外から多くの来訪者が予想されるのでありますが、その来訪者に、駅前の一等地に広大な未利用地が広がっている光景をお見せしなければならないことは、現在の防府市を象徴しているようで、寂しい限りであります。近年の経済情勢からすると、仕方ない、仕方ないで、もう3回、着工猶予の承認をしております。

そこで、質問ですが、昨年9月の着工猶予の承認以降、業者においては着工に向けどの程度作業が進んでいるのか、ことしの秋までには果たして着工できるのか、伺いをいたします。

また、入るを図る、企てるためにも早期の建物建築が待たれるのでありますが、ことし着工できないようであれば、契約を解除して、改めて新規開発業者に売却すべきではないかと考えるのであります。

そこで、ことしの着工猶予の期限までに着工できなければ、仏の顔も三度までのことわざでもあるとおり、契約の解除をする旨の予告通知をするべきでないか、あわせて質問いたします。

質問の4点目は、企業誘致体制についてでございます。

市長さんは、平成23年度施政方針で、「市の活性化と雇用の回復につながる「観光、産業立地」など、次の世代へ引き継ぐための施策に重点的に配分して」云々と述べておられます。

また、「企業誘致につきましては、既存企業の施設の増設や新たな企業誘致につながるよう、製造業を中心に引き続き企業訪問等を実施し、企業との情報交換を進める」とも述べられております。企業誘致は座して相手が来るのを待っているのではなく、足しげくし

かけてそのうち成果が出るものでありまして、施政方針は大変重要なことを述べられておりますが、果たして実践が伴っているのか、つい疑ってしまうのであります。

なぜなら、平成22年度の当初予算における企業立地推進関係経費は、わずか23万3,000円でありました、これで何ができたのかと疑うのであります。

そこで、職員名簿を見ますと、企業立地推進室担当の職員は4名となっておりますが、専任職員は果たして何人いて、企業誘致に関し、この1年間、どのような活動をされてきたのか、そしてその成果はどうであったのか、具体的にお伺いします。

また、平成23年度の予算参考資料を拝見いたしますと、企業立地推進関係経費として、平成22年度に比較して12万7,000円増の36万円が計上してあるだけでございます。たったこれだけの予算で1年間何ができるのか、何をしようとしているのか、質問いたします。

さらに、来年度にはJT防府工場も撤退することが決定しておりますが、JTは撤退後の工場跡地の処分計画をどのように考えているのか、聴取しておられれば開示してください。

施政方針でも、企業からの要望等に迅速に対応できるよう、事業用地について引き続き検討してまいると述べられており、JTが手放す計画があるとするならば、たとえすべてではなくとも、市が買収し、企業誘致のための用地として確保すべきではないか、あわせてお伺いします。

また、三ノ楯地区のマツダ所有の未利用地を買い戻して、企業誘致に活用する考えはないか、お伺いをいたします。

そして最後に、現在企業進出の引き合いがあるのか、あればその対応と見通しはどのようになっているのかをお伺いし、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、まず、JR防府駅南の売却用地の整備予定についての御質問にお答えいたします。

まず、今までの経緯についてでございますが、議員御承知のとおり、防府駅みなとぐち広場用地の売却につきましては、防府市公有地公募検討委員会からの提言書に沿った条件付き一般競争入札により、平成19年8月に株式会社原弘産が落札されたところでございます。

当初の開発計画につきましては、分譲マンションとビジネスホテルでございまして、分譲マンションにつきましては、建築確認の許可まで取得された状態でございます。しか

しながら、平成20年の着工寸前、不動産業界において、建設資材の高騰やマンション市場に対する不透明感の広がり、また、米国のサブプライムローンの影響により金融市場の混乱のため、原弘産が事業パートナーとしておられましたホテル事業者の撤退や金融収縮により、開発資金の調達が困難となったことから、同年9月から1年間、着工を延期したい旨の申し出がございました。

やむを得ずこれを承認いたしました。その後も不動産業界全般における事業環境の回復が見込めず、平成21年9月及び平成22年9月の計3回、着工猶予を認めているものでございます。

この間、本市といたしましても、当用地は防府駅の玄関口として大変重要な場所でございますので、早期着工をお願いするため、平成20年度に1回、平成21年度には3回、平成22年度にも3回、原弘産に出向きまして、企業努力のお願いを行ってきたところでございます。

次に、原弘産の動きと今後の方針についてでございますが、依然として厳しい社会経済環境の中、原弘産は、引き続き資金繰りの安定を図るため、各金融機関と種々協議をされ、また、棚卸資産の売却による金融負債の圧縮、安定収益の見込める賃貸管理部門の強化、収益率の高い不動産仲介部門の強化等での財務体質の改善に努めてこられたようでございます。

こうした中、原弘産におかれましても、事業資金の調達が厳しい状況となり、自力での建設着工につきましては困難であるとの判断をされたようで、昨年秋には、用地について大手マンション企業への転売を考えている旨のお話がございました。

本市といたしましては、駅前のにぎわいの創出や活性化に資する事業計画であれば転売もやむを得ないと判断し、どのような計画なのか説明を求めておりましたが、価格及び土地の利用条件などで合意が得られず、具体的な協議には至らなかったとのことでございました。

その後、新たな転売先を模索されたようでございまして、本年1月、次の転売先のお話がございまして、2月17日には原弘産と転売先の事業者が来庁されまして、事業計画についての説明がございましたので、正式な審査をするための書類の提出を求めているところでございます。書類が整いましたら、転売先事業者の資格、事業計画及び土地利用条件、契約内容等の確認を行い、これが適正であれば転売について承認することといたしております。

なお、現段階で転売先等の公表は差し控えさせていただきますが、議会の皆様にもできるだけ早い時期に御報告したいと考えております。

また、議員御指摘の契約の解除につきましては、契約書上、相手方が義務を履行しない場合に解除することができるかと規定しておりますので、この場合、違約金として売買代金の2割相当額などを相手方に請求し、土地開発公社は、売買代金を返還することとなっておりますが、今現在、契約の解除は予定しておりません。

もしこのたびの転売計画が不成立になった場合にも、契約の解除は行わず、引き続き、よりよい転売先を選定していただくようお願いし、市としても早期の解決に向けて協力をしてまいりたいと考えております。御理解いただきますようお願いいたします。

次に、企業誘致体制についての御質問でございます。

企業立地につきましては、地域経済の活性化や雇用の創出等の面で、市にとって非常に重要な課題であるとの認識から、外から見てわかりやすく、ワンストップ・サービスの行える部署として、平成20年度に企業立地推進室なるものを設置しまして、本年度は、専任の職員はおりませんが、担当職員4名の体制で、企業立地の推進に向けた取り組みをしております。

具体的には、市内の工場や本市に進出をしている企業の本社などへの企業訪問を山口県と連携し、積極的に行い、企業のニーズや動態を把握するなど情報収集に努めるとともに、工場等の新設や増設の奨励制度についての周知や、企業の所有する未利用地を所有者と協議しながら事業用地として紹介することなどを通じて、既存企業の増設や新たな企業立地の誘導に努めているところでございます。

私も、御存じのとおり、市長就任の翌年から毎年定期的に、広島や京阪神、東京などにも出向きまして、市内に進出されている企業の本社を訪問しておりまして、各企業のトップの方々との情報交換や、市のPRを行っております。

また、企業が進出等の判断をされる上での重要な要素となります工場等設置奨励制度につきましては、対象業種を拡大していくとともに、平成20年1月からは用地取得を新たに対象としまして、平成21年1月からは投資額や雇用人数の要件を緩和するなど、企業が進出や増設をしやすい条件を整えてまいりました。

さらに来年度からは、既存の企業への支援を強化したいとの思いから、工場等の増設の場合の支援措置の拡充も行うこととしております。

御質問の本年度の活動につきましては、先ほども申し上げましたような取り組みを引き続き行っておりますが、その中でも主要な取り組みである企業訪問は、本年度述べ100社余りに対して行っております。また、奨励制度の周知も行い、結果として数社が、奨励措置を受けるための申請をしておられるところでございます。

企業訪問につきましては、すぐ目に見える成果としてあらわれるものではございません

が、継続的な企業訪問により、企業との信頼関係の構築やさまざまなデータの蓄積ができ、そのことが将来の企業立地につながるものと考えておりますので、東京や大阪方面も含め積極的な企業訪問を行ってまいりたいと考えております。

次に、J T日本たばこ産業株式会社の防府工場が来年度閉鎖された後の跡地につきましては、私もJ T本社にお伺いし、新たな工場の立地など、地域経済や雇用の面等に十分配慮した利用をしていただきたいとの要請をいたしまして、その後も情報収集や関係機関との情報交換に努めておりますが、現在のところ特段お示しすべき情報はございません。

また、このJ Tの工場用地や三ノ楸のマツダ株式会社の関連会社の未利用地を買収したらどうかのお尋ねでもございましたが、企業立地を積極的に進めるには、市が用地を確保することが重要であることは十分認識しておるところでございますが、土地を購入するためには多額の経費が必要となりますし、現在の社会経済状況・環境の中での需要見込み等も慎重に判断すべきてございますので、当面、これまで同様にそれぞれの企業と協議しながら、事業用地として紹介することを通じ、企業立地の誘導に努めてまいりたいと考えております。

最後に、企業等からの進出の引き合いにつきましては、毎年数件ございます。いずれの場合も企業の保有する未利用地等の紹介や奨励制度等の御説明をするとともに、必要な手続のお手伝いをするなど、真摯に対応してまいりました。その結果、県外からの新たな企業の進出に結びついたという実績もございます。また、現在も引き合いがございまして、これまでと同様に企業の未利用地等を紹介するなどし、協議を進めているという状況でございます。

新たな企業の進出にはさまざまな条件が整うことが必要でございますので、容易にはまいりませんが、地道な活動を継続していくことが企業進出や既存企業の設備の増設などにも結びつくものと考えております。今後も引き続き奨励制度の周知や受け皿となる事業用地についての検討を進めるとともに、これまで以上に積極的に企業訪問を行い、企業のニーズや動態等を把握するなど、情報収集に努め、企業立地の誘導を図ってまいり所存でございます。

残余の御質問につきましては、総務部長、教育部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 順次、再質問どうぞ。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それでは、J R防府駅前の用地についてお尋ねをいたします。

いつまでも塩漬けになるのかというふうに思っておりましたが、昨年の秋以来、成立はしなかったにしても1件、話があり、また現在、別の話が進行中ということで、若干胸をなでおろしたところでございます。ぜひこれが成功するように祈るばかりでございますが、

よく相手方の状況を確認をしていただきたいのは、こういう言い方をすると怒られるかもしれませんが、あえて申し上げますが、スタンドプレーで次から次へ業者を持ってきてということでの引き延ばしであったとするならば、それは大変残念なことなんです。

だから、それなりの時期にはやはり本当に具体性がないならば、見切りはつけていただきたいというふうに思います。成立はしないけど次から次へと出されたって、これはいつまでも待てるものではないというふうに思っております。

そういう観点から、少なくともことしの9月にはどうなるのか、非常に私は興味を持っておりますし、今の話が成立すれば大変結構だと思いますが、それなりの時期にはやはり買い戻しをする。例えば今2割の、20%の違約金ということでございますが、特段の理由という、特にとという言葉はよく防府市の場合は使われておりますが、特にという条項を使ってでも、100%返しても、それまでもらった、少なくとも利息分はもうけとるわけですから、あるいは固定資産税も入ってるんでしょうから、その意味においては100%で返しても、次の転売先を早く探すという努力をしていただきたいなという思いをしております。いずれにしましても、現在、話が進んでいるということですから、それが成功するように祈るばかりでございます。

以上で、この項については終わりました、企業誘致ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、平成22年度も23年度も予算が非常に少ない、30万円程度で何ができるかというような思いがしております。東京に一遍行きゃあ、5万円ないとかかるしというようなことですが。

その中で今4人の職員がいるけれども、全員が兼務だということでございます。少なくとも一日中、企業の動向の、株価も含めてですけれども、動向のインターネットをずうっと一日中にらんどくぐらい、1人ぐらいは専任がおってもいいんじゃないかなと、1人ぐらいの専任はおってもいいんじゃないかという思いがしております。今から人事が始まるんでしょうけれども、ぜひ専任職員を配置していただきたいというふうに思っております。

それと、もう一点は、県にも企業立地推進室がありますが、そこの連絡は1年にどのぐらいの程度で行って情報収集しておられるのか、ひとつ伺ってみたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 県の企業立地推進室のほうとの連携でございますが、実は平成19年だったと思うんですけれども、山口県のほうでは新素材関連分野あるいは自動車関連分野、IT関連分野、この三本の柱を重点的に、山口県工業の強みあるいは特性を生かした山口県らしいその企業立地を推進するという取り組みをされました。

こうした中で、県のほうと連携をとりながら、とにかく防府市内の企業回りもほとんど

一緒に回ってるといったこともありますし、また、広島、マツダ関連でいいますと、広島の方に本社がたくさんございますので、広島の方にも同行しながら、いろいろ情報収集あるいはこちらのほうの奨励制度の説明等々、行ってきてまいっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 職員のことにつきましては、例えば今、たしか山陽小野田市ですか、県のこういう部署に1人職員が出向というか、研修というか、そういう形で出ておりますが、今防府市から県に職員が研修というような形で出てるんかどうか知りませんが、ぜひそういうことも取り上げて、積極的に企業誘致をしていただきたいというふうに思います。あくまで「出づるを制す」ではなくて、やはり「入りを図る」という、入りを企てるということが一番将来、安定的に防府市が発展していくためには必要だというふうに思います。

そこで、市長さんは企業誘致はしてるんだと、それも市内に工場がある会社を主体にということですが、リーマンショックであったように、防府市は現在、過去と違って、自動車産業に特化をしております。その分だけ、自動車産業がいいときには物すごくいいんですが、リーマンショックのような状態になると、市全体が沈没してしまうと。昔であれば協和発酵がまだ元気だった、JTがあった、カネボウがあったというような形で、あその企業が調子が悪くても片方がいいということで、それなりに補完するような機能があったわけですが、今はマツダさんが調子が悪くなれば全部が悪いというような感じになってきます。やはり、既存の企業だけではなくて、異業種にわたるやはり企業誘致というのが必要になってくると、私は安定的な発展のためには必要であるというふうに思います。

そういう意味におきましては、やはり情報を一番早く持ってくるのは県でしょうから、県に職員をぜひ派遣をして、県が持っている情報を盗むぐらいの、盗んで防府市にどんどん返すぐらいの気持ちがあってもいいのではないかなと。決して、長期的に見れば無駄にはならないのではないかという思いはしておりますが、ちょっとこの辺を、決意のほどをお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 職員の派遣並びに研修等々につきましては、一昨日も申し上げたかと思いますが、現在、経済産業省の地域産業振興関係に1名、公募によって市の若手職員を派遣いたしているところでございます。その前は内閣府に行かせていたわけですが、今、御指摘のとおり、山口県の産業振興、なかんずく企業立地、観光振興等々につきましては、ぜひとも県と連携して取り組んでいかねばならない大きな課題であると、

このように私は考えておりまして、昨日も、実は産業振興部長を部屋に呼びまして、本市の産業振興のあり方・ありようについて基本的な面から考え直してはどうかというようなことなども実は話したばかりでございます。事ほどさように、県との連携につきましても真剣に取り組んでまいらねばならない重大な時期にあると、そのように認識いたしております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） ありがとうございます。そこで次ですけれども、要するに土地は現在持っていないということで、他人の土地を紹介するという形での企業誘致しか今できてないわけですけど、やはり他人のふんどしで相撲をとるといふことはいかなものかなという思いがしております。

そんな中で、先日来、私も若干その間に入ったりもしておったんですが、現在、山口市にある、野菜などをカットして全国に配送する企業が「四季彩」とかの関係あるいはインターチェンジから近いというようなことで、できれば今の工場が手狭なので防府に進出したいということで、実は西園地区を所有しておる企業が、そんならその土地を提供しようということで、それは身障者を雇用して、身障者の福祉施設とそのカット工場といいますか、加工場というか、それを併設するという計画が一時期進んでおりまして、まだ終わったわけじゃないと思いますが。ただ、いろんな部局とその間、総務部、産業振興部、健康福祉部、土木建築部の方々のいろんな意見を聞きながら、結果的にはその土地は第1種住居地域であり、地区計画も設定されているということで、カットする動力が地区計画には不適合ということで断念をしなければならなかったわけですが、それじゃどっか別にあるのかということで、その企業、あるいはその仲介に入った建設業者は、市のほうに依頼をしたところ、三ノ梡の先ほど話に出ましたマツダ関連の、セイタカアワダチソウがいっぱい生えてる土地を紹介されて、交渉は自分でしなさいと言われてたというようなことで、防府市は一体、本気なのかいどうかいのというような話でありました。

ここの企業は身障者も四、五十人ぐらいは雇用できるということで、防府の総合支援学校のほうも期待をしておったというような話もありますが、それについて市長さんは御存じなのかどうか。そして御存じであれば、ぜひその福祉施設と工場をセットした企業が防府に、そうでないと山口にとられるのはもうわかり切っとるんです。次は山口の陶の鑄銭司の団地に行くでというようなことも伺っておりますが、ぜひ市長さんみずから陣頭指揮をとっていただいて、この誘致を実現させていただきたいというふうに思いますが、市長さん、この案件については御存じか、もし御存じであればその決意のほどをお伺いをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 立ち上がりの段階から市長室でお目にかかっておりますし、重大な関心を私は寄せておりました。直近、どのような状況であるのかということについては、私は今、承知しておりませんが、もしも市の努力が足りないことによってこれが他市に持っていかれるというようなことに相なったら、重大なことでございますので、私も全力を挙げて、これが誘致のために努めたいと、そのように思っております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） どうもありがとうございました。ぜひ、せっかくの、特に障害者の雇用まで生むというような福祉、あるいは雇用両面から、非常に私は有益な企業であるというふうな認識をしておりますので、市長さんのお力添えをお願いをしまして、この項の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 次は、聖域なき行政改革について、執行部答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 聖域なき行政改革についての御質問の、市庁舎などの施設を使用している企業、団体に対する使用料の徴収実態についての御質問にお答えいたします。

現在、市庁舎内で1室以上を、毎年、行政財産の用途または目的外使用の許可申請書を提出していただいて、使用を許可している機関、企業、団体は、山口地方法務局、山口銀行市役所出張所、同ATM、職員労働組合事務局、職員労働組合売店、職員互助会理髪店、防府土地改良区の計7件でございます。このうち山口地方法務局、山口銀行ATMから使用料をいただいており、残り5件につきましては使用料をいただいておりません。

使用料をいただいておりません5件のうち、防府土地改良区は、防府市財務規則第154条の1号の「本市又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくは公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業のため使用するとき」の規定により、また山口銀行防府市役所出張所、職員労働組合事務局、職員労働組合売店、職員互助会理髪店の4件につきましては、同じく財務規則第154条の第3号の「当該使用が本市の事務又は事業の円滑な執行に寄与すると認められるとき」の規定に基づきまして、使用料を減免し、無償といたしております。

これらの使用料をいただいていない機関、この団体についてでございますけれども、防府土地改良区は、土地改良法により一定の地区内で土地改良事業を行うことを目的に県知事の認可により設立された法人で、極めて公共性の高い団体ということから、また山口銀行防府市役所出張所は、市の指定金融機関で、市の事務事業に係る現金の出納事務を行う

ための機関で、市民サービスの利便性も考え、市も設置を望んでいることから、職員労働組合事務局は労働組合法の労働組合に準じた団体で、市職員の勤務条件の維持改善を図るため、自主的に組織している団体として公証されており、良好な労使関係の構築により、職員の勤務条件の安定と、安心して仕事のできる環境整備に資することから、また職員組合売店、職員互助会理髪店は、職員の福利厚生に寄与できるものであるということによるものでございます。

したがいまして、現時点での使用料をいただくことにつきましては考えておりませんので、御理解をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 2点目の、恒常的に小学校体育館を使用している団体等への使用料の徴収についての御質問にお答えいたします。

本市では、社会教育の普及・振興を目的として、学校教育に支障のない範囲内で学校施設を開放し、地域の多くの団体の方々が活動しておられます。学校施設を社会教育のための利用に供するという事は、昭和24年の社会教育法で定められ、本市でも同法の制定を受けて教育委員会規則を制定し、学校施設の利用に関するルールを定めてきたところであります。

その後、昭和51年に当時の文部省から、小学校の体育館などの学校体育施設を地域住民で構成するスポーツ団体に積極的に開放するよう求める「学校体育施設開放事業の推進について」という通達が出されました。

この動きを受けて、本市でも地域住民のスポーツ活動を一層充実させることを目的とした「防府市立学校施設開放事業実施要綱」を制定するとともに、市内各小学校に学校施設開放運営協議会を設置いたしました。

この協議会は、学校施設開放に係る利用団体の資格確認や指導、日程の調整など、開放事業の運営全般を担うことを目的に、学校長やPTA代表、地域スポーツ団体などの代表で構成され、協議会で各団体の利用日程を調整した上で、スポーツ少年団や地域住民で構成するスポーツ団体等が、学校体育施設において継続的に活動しておられるところです。

これらの利用団体等への使用料の徴収でございますが、当初から体育施設として使用することを目的に設置された公共施設であるソルトアリーナ防府や夜間照明施設とは異なり、学校体育施設は、本来の設置目的である学校教育に支障のない、空いた時間を利用して、地域のスポーツ活動をされていることから、使用料はいただいております。

これにより、地域の皆様にとって身近な施設である学校の体育館等において、子どもから大人まで多くの方々が生涯スポーツに親しむことができ、本市のスポーツ活動の底辺拡

大につながっていると考えております。

なお、スポーツ振興法の第13条にも、「公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための、利用に供するよう努めなければならない」と記されております。

次に、受益者負担の観点から、電気代について応分の負担を求めるべきではとの御質問ですが、体育館の照明器具の電気代についても、使用料の場合と同様の理由によりいただいております。

この学校施設開放事業は、長い時間をかけて市民の方々の中に定着したという経緯もあり、また、地域の皆様方には各種学校行事などへの御協力もいただいていることから、関係者の御意見もお伺いしながら慎重に考えてまいりたいと思っております。

今後も、地域に開かれた学校、地域の中の学校を目指し、学校教育に支障のない範囲内で、学校施設を適正に開放してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 時間がなくなりましたんで、簡潔にお願いしたいし、簡潔に再質問しますが、まず、法務局は国の機関でありまして、財政法あるいは地方財政法等からも、本来なら使用料を取らなきゃいけない施設だというふうに思っております。もう少し勉強していただいて、取るべきは取っていただきたいというふうに思います。

それから、土地改良区が土地改良法で認可された団体だからということではありますが、そういうような便法であればいっぱいあります、そういう団体は。法律で認められた、認可された団体。それはイコール、それと、その市の行政とは、間接的には関係があるかもしれないませんが、直接は関係ないんですよ、直接は関係ない。ぜひ取るべきであるというふうに思いますし、再度検討をしていただくようお願いします。

それから、山口銀行さんにつきましては、ATMは取ってるということで、当たり前の話であります。事務室につきましても、100%が市の事務と直結してるわけではない。一般の人が預金通帳を持ってきて、払い出しもしとるわけです。何%かはその部分があるはずですよ。ですから、それは幾らかは減免してもいいかもしれませんが、何%かは使用料は取るべきであるというふうな思いはしております。

売店、理髪店等々につきましては、それこそ財務規則で明確に食堂、売店、その他福利厚生施設を設置するときは減免しますよとってあるから、どうということないんですが、職員組合につきましても、阿久根市は御存じのとおり使用料を払うということですから、取っていけないということは一つもないわけで、財務規則の154条の3号を当該使用が

本市の事務または事業の円滑な執行に寄与すると認めるとかというような拡大解釈をすることはない。ぜひ取ってもらいたいというふうに思います。それから、もう時間がないですから答弁は要りませんが、ぜひ再検討してください。またいつかの機会に質問をいたします。

それから、学校施設ですけれども、電気代を取らないということですが、電気代も取らないということは、逆に言やあ、学校に予算を配分するときには、学校の運営とは全く関係ないところで、先ほども佐波中学校のことも言いましたが、自分たちの学校の本来の教育に基づく運営に対する予算が、別の人の電気代として消えていってるんじゃないかと思いますが、予算配分の仕方を教えてください。

○議長（行重 延昭君） ちょっと時間とめてください、事務局……。続行します。どうぞ。

○総務部長（阿川 雅夫君） ただいま土井議員御指摘のところの地方法務局、ちょっと私の何か言い方がよく聞こえなかったんかもわかりませんが、山口地方法務局と山口銀行のＡＴＭからは使用料をいただいておりますので、（「わかりました、すみません」と呼ぶ者あり）申しわけございません、よろしく申し上げます。残りの５件についてもらってないという言い方をしましたので、訂正をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 次は、学校施設の答弁。教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 学校で使う電気代、いわゆる光熱水費等につきましては、すべて教育委員会の予算から支払っております。

○議長（行重 延昭君） ２番、土井議員。

○２番（土井 章君） すみません、時間がないから答弁は要りませんが、要するに学校に配分するとき、３６５日、夜、使う学校とそうじゃない使わん学校と、要するに予算配分に、予算の令達に差をつけとるかということ言ってるんですよ。差をつけてなかったら、それが本来の学校運営費に影響を及ぼしてくるんですよ。だから、壁の修繕もできん、カーテンの洗濯もできん、ＰＴＡさん、お願いしますってなってるんですよ。本来、少なくとも体育館はただでも、それだったら私の論法からすると、グラウンドの使用だけじゃなくて、夜間照明施設だってただにしてあげなさいという論法になってくるんですよ、社会教育じゃどうじゃこうじゃっておっしゃるなら。スポーツ少年団も一緒ですよ。ということをおきます。再度よく検討していただくようお願いして、この項の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、国体選手の民泊に伴う件について、総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 次に、民泊の食事に地元産の食材の活用を、また郷土料理

の提供をという御質問にお答えいたします。

ことしの10月に開催される「おいでませ！山口国体」では、バレーボール少年女子24チーム、約400人の高校生を市内の野島を除く全地域で、10月5日から11日までの間、民泊で受け入れ、その期間中、地元の各民泊協力会が朝食と夕食を提供いたします。民泊では全国から来訪された選手の皆さんを、おもてなしの心で温かくお迎えすることはもちろんのこと、防府市や防府市のおいしい食材、食文化を全国に発信する絶好の機会でもあります。

提供する食事の調理に当たりましては、最も留意すべきは安全でございます。すなわち食中毒の回避ですが、それとともに十分なカロリーと地元の食材をフルに活用したおいしい食事づくりが重要だと考えております。

安全・衛生面につきましては、山口県保健福祉センター防府支所、いわゆる保健所が、調理班の代表者を対象にした詳しい衛生講習と実施を行うとともに、拠点施設の調理場の検査などを行っていらっしゃいます。

食材につきまして、市といたしましては、民泊協力会調理班の研修に当たり、地元の食材を積極的に使用することと、食材は地元の店舗から一括購入することの2点をお願いしてまいりました。献立に関しましては、県の国体実行委員会が民泊を行う市町村向けに、山口県の郷土料理の紹介と県産品を使用したメニュー約130種類のレシピを掲載いたしました「山口の味ガイドブック」を発行しております。

また、市では独自に防府市の特産品の一覧表をもとに、市内の高等学校に、少年女子チーム向けのメニューの作成を依頼し、誠英高等学校と防府商業高等学校の生徒の皆さんに民泊用レシピ集を作成していただきました。各民泊協力会は、こうしたレシピ集を参考に、地域の特性を生かした6日間の献立を作成することになります。

したがって、それぞれのチームごとに毎日の献立は異なることになりますが、各協力会には、予定した献立を4月末までに市に提出いただくことになっております。その後、栄養士を交えて、衛生面・栄養面のチェックを行うとともに、みそ、しょうゆ等の調味料も含めて、可能な限り地元の食材を使用していただくよう、改めてお願いをしてまいりたいと考えております。

また、郷土の料理として名高い、けんちょう、いとこ煮、ちしゃなますなども積極的に取り入れていただくよう、お願いをしてまいります。

また、幾つかの協力会では、農家と協力して、チームが防府市にお入りになる10月5日に合わせて、新米やとれたての野菜を提供するために、田植えや種まきの時期の調整を計画されているところもありますし、夕食にバイキング形式を取り入れる、あるいは野

外でのバーベキュー形式を計画しているといったところもございます。

このように民泊協力は、チームが持てる力を十分に発揮できるよう、さまざまな創意と工夫を凝らした取り組みを展開していらっしゃるところでございます。

以上のように、10月の民泊本番では、各チームの皆さんにおいしい防府産の食材を十分に味わっていただく準備が整いつつあります。市といたしましても、各チームの選手の皆さんと市民にとって思い出深い民泊、思い出深い山口国体となるよう、地域の皆様と協力し、民泊の成功に向け、一層の努力を傾注してまいり所存でございます。

また、議員、御提案ございました、防府の郷土料理とは何か、こういったアンケートもしてみたらどうかという御提案でございます。先ほど申しましたように、4月末までに献立を作成されるということもございまして、急ぐ必要がございますけれども、郷土料理とは皆さんどういったものを郷土料理と考えていらっしゃるかなども、御意見も伺いながら、そういった、一品でも多く防府の郷土料理が提供できるように周知してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 時間が過ぎてまことに申しわけありませんが、ちょっとだけ時間をいただき、答弁ありがとうございました。特に郷土料理というか、最近、ハモが売り出されております。「天神鱧」というわけにはいかんでしょうが、せめて防府産のハモをぜひ料理に加えられるように、皆、素人の人が調理をされるわけでしょうから、だれかプロの人がハモのさばき方を教えるなどの講習会も設けるといようなことも、ぜひ、国体事務局のほうでは検討していただくよう要請をして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、2番、土井議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。長時間お疲れでございました。

午後2時57分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年3月11日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 青 木 明 夫

防府市議会議員 山 田 耕 治